

第1章 環境問題の概況

第1節 環境問題の変遷

< 国における変遷 >

私たち国民の所得、生活水準は、昭和30年代以降の高度経済成長期により著しく向上する一方で、高度成長による社会構造及び経済構造の変化、都市化の進展に伴い、環境汚染も加速度的に進行しました。特に、四日市ぜん息、熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病のいわゆる四大公害病は大きな社会問題となりました。

このため、国では、昭和42年8月の公害対策基本法の制定をはじめとして、昭和45年には「公害国会」と呼ばれる第64回国会（臨時国会）が開かれ、公害対策基本法の改正をはじめ、公害関係法の制定及び改正が行われ、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害を中心とした総合的な公害防止対策が進められてきたところです。

これら法令の整備や施策の推進、企業の公害防止施設の整備、技術開発等が相まって、激甚な公害は克服され、環境汚染は全般的に改善される傾向にあります。

また、昭和48年、54年の二度にわたるオイルショックによって我が国の経済は、高度成長から安定成長に移行し、人々の意識に精神的な豊かさを求める気運が高まる中で、各地で地域の特性に応じた快適な環境配慮の取組が進められるようになりました。

近年の環境問題は、人口や社会経済活動の都市への集中が進み、窒素酸化物の影響による大気汚染や生活排水による河川の汚濁等のいわゆる都市・生活型公害に移行しているほか、ダイオキシン類などの有害な化学物質等による環境汚染、さらにはオゾン層の破壊、地球温暖化等の地球規模で対応すべき問題が顕在化してきており、これらの諸問題の解決に向けて、なお一層の多角的な取組が必要な状況にあります。

このため、国においては、環境問題の変化の状況を踏まえ、公害対策基本法に代わって、今日の環境問題に対処していくための基本的枠組みを示す法律として、平成5年に環境基本法を制定し、平成6年には、同法に基づき、21世紀に向けた環境施策の大綱として、「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」という4つの長期的目標を掲げる「環境基本計画」を策定し、持続可能な社会の構築を目指すことを決めました。なお、本計画については、地球温暖化をはじめとして、計画策定後における環境問題の著しい状況変化に対応するため、平成12年に見直しを行い、「第二次環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ -」を策定しています。平成18年には、今日の社会と環境の状況の変化を踏まえ、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示すため、「第三次環境基本計画 - 環境から拓く新たなゆたかさへの道 -」を策定しています。

また、国では、平成12年を循環型社会元年と位置付け、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律としての循環型社会形成推進基本法のほか、個別法として建設リサイクル法、食品リサイクル法及びグリーン購入法を制定するとともに、廃棄物処理法及び資源有効利用促進法の改正を行いました。さらに、平成14年には自動車リサイクル法を

制定し、平成15年には、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的目標を設定した「循環型社会形成推進基本計画」を策定するなど、既に制定されている容器包装リサイクル法及び家電リサイクル法を含め、循環型社会の形成に向け、実効ある取組が進められているところです。

さらに、地球温暖化の防止に向け、1997年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において、2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990年と比較して先進国全体で5%、日本としては6%削減する目標を定めた「京都議定書」が採択され、2004年11月、ロシアが批准したことにより発効要件が満たされたことから、2005年2月に「京都議定書」が発効しました。

国では、「京都議定書」で約束している温室効果ガスの排出量の削減目標の達成に向け、平成17年4月、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、国民運動の展開など脱温暖化社会の構築を目指すための取組が進められています。

< 県における変遷 >

本県における環境問題については、全国的な傾向と同様に、昭和40年代には八戸地域等の工業立地地域における大気汚染、水質汚濁などの産業型公害が中心でしたが、環境保全関係法令に基づく規制の強化及び公害防止施設の整備等により産業型公害が改善される一方、都市化の進展、生活様式の多様化等により、生活排水による河川の汚濁等の都市・生活型公害や廃棄物の問題等が顕在化しており、多方面にわたる対策が求められています。

本県における環境保全対策については、公害対策基本法の制定を契機として、昭和42年に公害防止条例を、さらに昭和47年に現行の公害防止条例を制定しました。また、自然環境の保全に関しても、昭和48年に自然環境保全条例を制定するとともに、昭和50年には「自然環境保全基本方針」を策定するなど、環境保全関係法令に基づく規制の強化を図ってきたところです。

一方、行政組織については、昭和40年に衛生部環境衛生課に公害係が設置され、その後、昭和45年に公害課(現在の環境政策課)となり、昭和47年に自然保護課が、平成2年に原子力環境対策室(現在の原子力安全対策課)が設置されています。

廃棄物対策を担当する部門については、平成4年に生活衛生課(現在の保健衛生課)の課内室として廃棄物対策室が設置され、平成9年には生活衛生課から廃棄物対策課として独立させています。

その後、平成12年に環境政策課の大気・水質等の公害を担当する部門と廃棄物対策課を統合し、環境管理課が設置され、平成13年には環境管理課を環境政策課に統合し、現在に至っています。

また、岩手県との県境における産業廃棄物の不法投棄対策を進めるため、平成15年6月に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が制定されたことを受け、平成24年度までに着実かつ強力に原状回復を推進するとともに、周辺対策を全庁挙げて取り組む必要があること等から、平成14年9月に環境生活部内に設置した県境不法投棄対策チームを発展的に解消し、平成15年9月に環境生活部から独立した県境再生対策室が新たに設置されました。

県境再生対策室については、平成16年4月に県政の重要課題を担当する特別対策局に移管された後、特別対策局が平成16年度限りで廃止されたことに伴い、廃棄物対策を所管する環境生活部との関連を重視する観点から、平成17年4月に環境生活部に移管しています。

調査研究機関については、昭和46年に八戸市に設置した公害センター、昭和49年に青森市に設置した公害調査事務所等を、平成2年に環境保健センターとして統合・設置し、総合的な調査研究体制の整備を進めてきました。

さらに、平成12年度には、廃棄物対策及び公害対策に係る環境監視機能を強化するため、環境保健センター内に環境管理部（平成15年4月に青森環境管理事務所に改組）を設置するとともに、弘前市、八戸市及びむつ市の3カ所に環境管理事務所を新設しました。

なお、平成18年10月1日、青森市が中核市に移行したことに伴い、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの公害に係る法令や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに基づく都道府県知事の事務が青森市長に移譲されています。

また、環境放射線等の監視・測定については、県内に立地する原子力関連施設への立入調査や環境試料の分析などと併せて総合的に実施するため、環境保健センター放射能部及び六ヶ所放射線監視局を廃止し、平成15年4月に青森県原子力センターを六ヶ所村に設置するなど、体制の充実強化を図っています。

環境に著しい影響を与えるおそれのある各種開発事業等については、その事業に係る環境の保全に適正な配慮がなされることを確保するため、平成9年4月に「青森県環境影響評価要綱」を施行、平成12年6月に同要綱を廃止し、新たに「青森県環境影響評価条例」を施行して、審査指導を行っています。

また、火力発電所、紙パルプ工場、非鉄金属の大規模工場が立地している八戸地域については、昭和50年度から6回にわたり、環境基本法の規定に基づく公害防止計画を5年ごとに策定し、総合的な公害防止対策を推進しています。

地球環境保全対策に関しては、平成4年4月に「青森県環境保全対策推進本部」を設置し、同年6月に地球環境保全に関する取組方針に関する申合せを行いました。

平成8年3月には、長期展望に立った本県の望ましい環境像、環境保全施策に係る基本的方向、各主体の役割等の骨格を定める「青森県環境基本構想」を策定し、同年12月には、同構想の趣旨を踏まえ、県民総意の下に環境分野における個別の条例を統括する「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。さらに、平成9年3月には地球環境保全に向け県民・事業者等の行動原則を示すための「あおりアジェンダ21」を、平成10年5月には、おおむね10年を計画期間として環境保全施策の基本方針、各主体の役割、地域ごとの環境配慮指針などを具体的に示した「青森県環境計画」を策定しました。

この環境計画において、県民に密接に関係し、早急に取組を強化する必要がある18項目の施策については、「青森県環境保全施策実行計画」として取りまとめ、「青森県環境保全施策推進協議会」を設置し、外部評価も取り入れながら、一層の施策の推進を図っています。

1997年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、2008年から2012年までの平均的な温室効果ガスの排出量を1990年と比較して先進国全体で5%、日本としては6%削減するという目標を定めた「京都議定書」が採択されました。

その後、京都議定書の発効に向けたルールづくりが進められ、2001年7月のボンでの第6回締約国会議（COP6）再開会合において大枠の政治合意である「ボン合意」が成立し、京都議定書発効を目指して、日本においては2002年6月に批准し、各国においても批准が進められました。そして、2004年11月にロシアが批准したことにより、京都議定書は発効要件を満たし、2005年2月に正式に発効しました。これにより京都議定書の批准国に割り当てられた削減目標は国際的に法的拘束力を持つこととなりました。

オゾン層の保護については1992年11月のモントリオール議定書第4回締約国会合において、フロン等のオゾン層破壊物質の生産の全廃の前倒し、規制物質の追加などの議定書の改正に併せ、回収・再利用・破壊の促進が決議され、1995年12月の同第7回会合において、ハイドロクロフルオロカーボン（HCFC）の消費量の2020年全廃、臭化メチルの消費量の2010年全廃等の規制強化が決定されました。このほかにも、地球環境問題については国際的に種々の取組がなされてきたところです。

このような動き等を踏まえ、国は1992年11月に環境基本法を制定し、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」を基本理念の一つとして、地球環境保全等に関する国際協力、監視・観測等に係る国際的連携、地方公共団体・民間団体等の活動促進、国際協力の実施等に当たっての配慮などの基本的施策を定め、また、1993年12月には、関係閣僚会議において「アジェンダ行動計画」を決定しました。

地球温暖化に係る国内対策としては、COP3終了直後の1997年12月に内閣総理大臣を本部長とする地球温暖化対策推進本部が設置され、京都議定書の目標を達成するための当面の対策を示した「地球温暖化対策推進大綱」が1998年6月に同本部により決定されました。1998年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、1999年4月には「地球温暖化対策に関する基本方針」が閣議決定されました。さらに、京都議定書締結に向けて対策等が検討され、2002年3月に新たな「地球温暖化対策推進大綱」を策定するとともに、地球温暖化対策推進法が改正されたことにより、国内体制が整備され、2002年6月に京都議定書を締結しました。そして、2005年2月の京都議定書の発効を受け、6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、地球温暖化対策推進法により京都議定書発効の際に策定することとされている「京都議定書目標達成計画」を2005年4月に閣議決定しました。この計画に基づいて、国では地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」を展開するなど、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を推進しています。

また、オゾン層保護については、1988年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定、2001年6月にはオゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類の適正な回収及び破壊処理等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が成立、公布されました。

表 1 - 1 - 1 地球環境問題の概要

項 目	概 要
地 球 温 暖 化	石油、石炭の燃焼によって生ずる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球が温暖化し、北極や南極の氷が溶け、海面が上昇したり、気候の変動が起こり、農林水産業や生態系に大きな影響を与えられています。
オゾン層の破壊	地上を取り巻く大気圏には、太陽の有害な紫外線を吸収し我々の健康を守っている「オゾン層」があります。工場用の洗浄剤や冷蔵庫、エアコンなどに使われているフロン、四塩化炭素などの物質は、オゾン層を破壊し、皮膚ガンの増加や生態系への影響を生じさせます。
酸 性 雨	工場事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスに含まれている硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずるpH5.6以下の酸性化した雨を言います。ヨーロッパ、北米などにおいては、湖沼の酸性化、森林の衰退、建物や文化財の損傷などの被害が出ています。
森林(熱帯林)の減少	地球上の森林は、熱帯林を中心として、過度の伐採、焼畑、薪の採取、放牧などにより近年、急激に減少しています。 熱帯林の減少は、野生生物の生息地の破壊、気候変化や土壌流出などの影響をもたらしています。
野生生物種の減少	人間活動による生息・生育地の破壊や乱獲などのため、地球の歴史が始まって以来かつてないスピードで野生生物の種の減少が進んでおり、1990年以降30年間に全世界の5～15%の種が絶滅するとの予測がなされています。
砂 漠 化	砂漠化の原因は、地球的規模の気候の変動による干ばつのほか、過放牧や薪の採取などが挙げられています。砂漠化が進行しつつある地域は、地球上の全陸地の約4分の1、乾燥地の約70%にあたる36億haに達し、世界人口の約6分の1の人々がその影響を受けています。
海 洋 汚 染	船舶の航行や事故、海底油田開発、有害化学物質の流出などにより海洋汚染が発生し、海洋生物、漁業、生態系への深刻な影響などが問題となっています。
有害廃棄物の越境移動	重金属や有害化学物質などが、適正な処理の見込みがないまま他国に送られ、その結果、その国において環境問題が引き起こされています。 環境汚染の拡散を防止するためにも、有害廃棄物の越境移動は地球規模での対応が必要とされています。
開発途上国の公害問題	開発途上国では、工業化の進展や人口の都市への集中に伴い、工場の公害防止対策や下水道、ごみ処理施設の整備の遅れから大気汚染、水質汚濁などの公害問題が深刻化しています。開発途上国の多くは、これらの問題に適切に対処していくための資金や技術に乏しいことから、先進国と開発途上国との調整が必要とされます。

第3節 循環型社会の構築に向けて

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらす一方、廃棄物の大量排出や大量廃棄、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増加など深刻な問題を引き起こしています。この解決のためには、これまでの社会経済活動のあり方や私たちのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、循環利用のできないものについては最終的に適正処分するという「3R」を基調とした循環型社会を構築していかなければなりません。

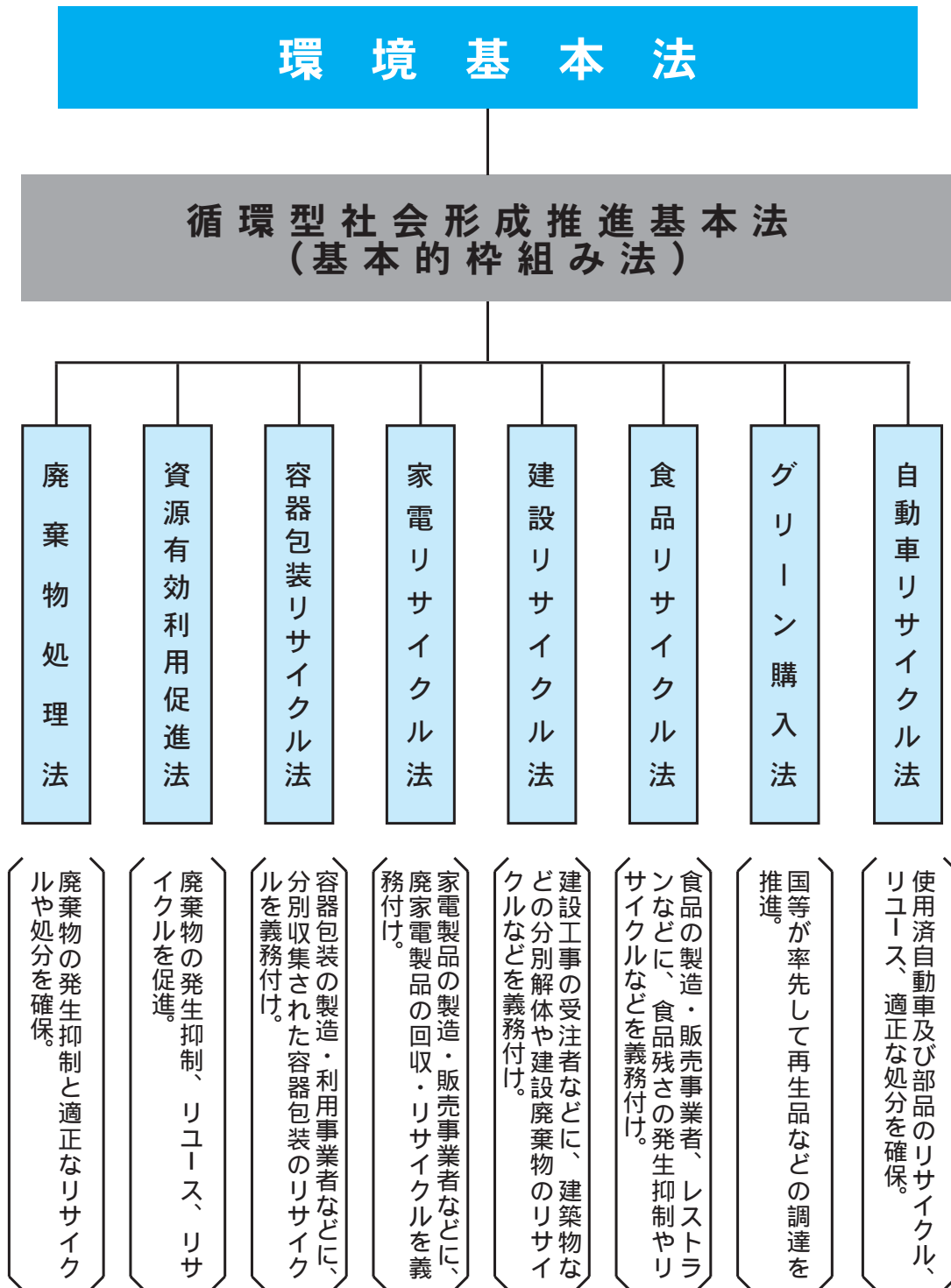
国では、平成12年6月、循環型社会の形成に向けた基本原則や施策の基本的枠組みを示した「循環型社会形成推進基本法」を制定し、平成15年3月には「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

循環型社会形成推進基本法は、社会における物質循環を通じて、製品などの使用・廃棄に伴う天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目的とし、廃棄物処理について 排出抑制、製品・部品としての再使用、原材料としての再生利用、熱回収、適正処分の順で優先順位を定めています。また、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制や再使用時における環境配慮を進めるため、製品の製造者や販売者が製品の使用後の段階においても一定の責任を果たすよう「拡大生産者責任」を課しています。

また、循環型社会の形成を推進するための個別法として、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」が新たに制定されるとともに、「廃棄物処理法」及び「資源有効利用促進法」が改正・整備され、先立って制定された「容器包装リサイクル法」と「家電リサイクル法」を含めたリサイクル関連法が整備されました。その後、平成14年7月に「自動車リサイクル法」が制定され、平成17年1月に施行されました。

基本法と合わせて、これらの個別法を一体的に運用することにより循環型社会の構築を目指すものです。

図 1 - 1 - 2 循環型社会形成推進関連法体系図



- 廃棄物処理法...廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 資源有効利用促進法...資源の有効な利用の促進に関する法律
- 容器包装リサイクル法...容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 家電リサイクル法...特定家庭用機器再商品化法
- 建設リサイクル法...建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 食品リサイクル法...食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- グリーン購入法...国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 自動車リサイクル法...使用済自動車の再資源化等に関する法律

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着及び都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大きな脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した、「青森県環境基本構想」の考え方を踏まえ制定したものです。

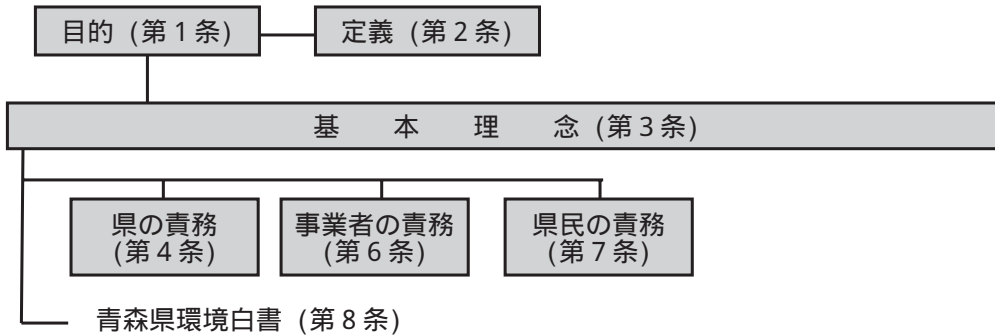
本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

4つの基本理念

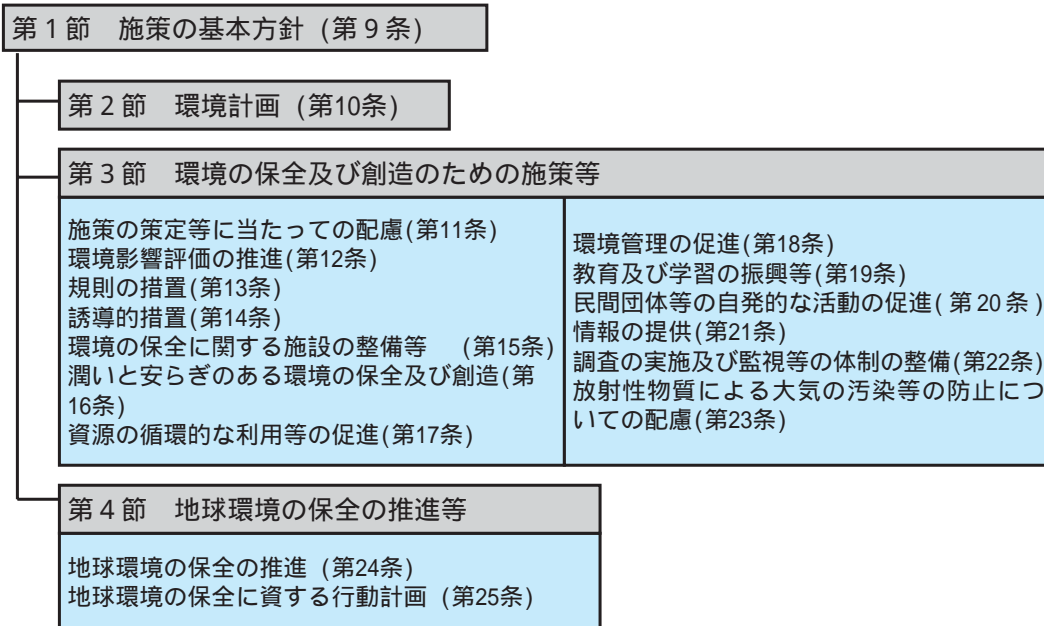
- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

前 文

第 1 章 総則



第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策



第 3 章 環境の保全及び創造のための施策の推進



第2節 生活創造推進プラン

我が国を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、本県においても、長引く景気低迷を背景とした雇用情勢や財政環境の悪化などにより、これまでの延長線上に本県の将来ビジョンは描けない状況にあり、このような時代の大きな転換期にあっては、地域に賦存する様々な資源や人材、ネットワークなどの「地域力」を最大限に生かし、新たな価値観に立った地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、これまで築いてきた社会基盤や本県の特性を積極的に生かしながら、県民とともに新たな時代を切り拓いていくための指針として、新しい青森県づくりの基本計画となる「生活創造推進プラン」（計画期間：平成16年度～平成20年度）を平成16年12月に策定しました。

1 生活創造推進プランがめざす将来像

このプランは、県と県民がともに新しい青森県づくりを進めていくための10年後の将来像やそれを実現するための取組の基本的な方向を示すとともに、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として、「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げています。

「生活創造社会」とは、「暮らしやすさでは、どこにも負けない地域づくりをめざす社会」で、豊かな自然環境の中で、自然のリズムやゆっくりと流れる時間が大切にされ、自分流の豊かさを求めて挑戦していく中で、今まで見えなかった青森で生きることの素晴らしさなど、生活の新たな価値が再発見できる地域と定義しています。

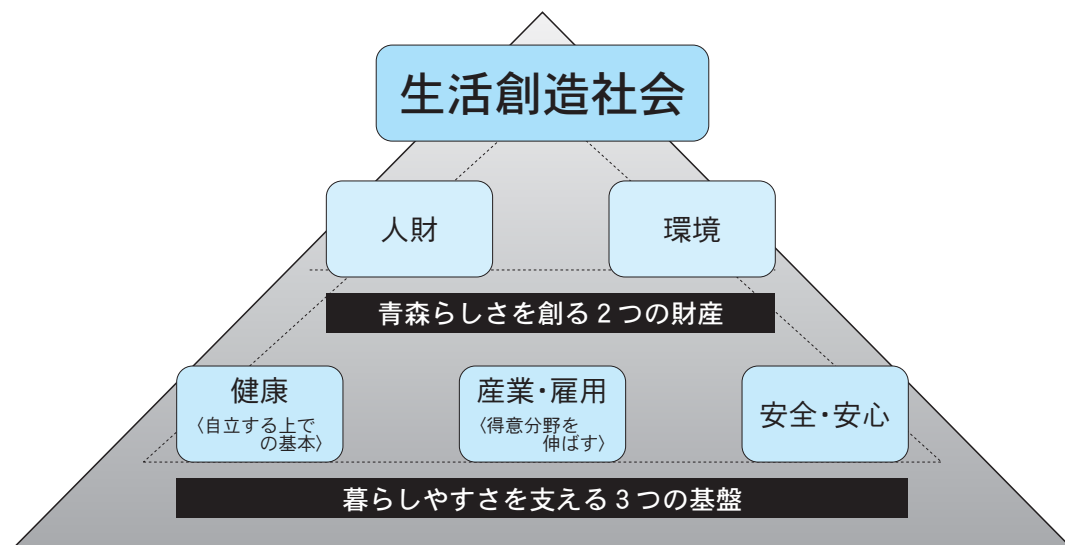
2 生活創造社会を実現するための5つの戦略分野

生活創造社会を実現するために、

- ・暮らしやすさを支える3つの基盤である「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」
- ・青森らしさを支える2つの財産である「人財」、「環境」

ごとにと取組を掲げています。

図1-2-2 生活創造社会の体系図



3 「環境」分野でめざす社会像と重点推進プロジェクト

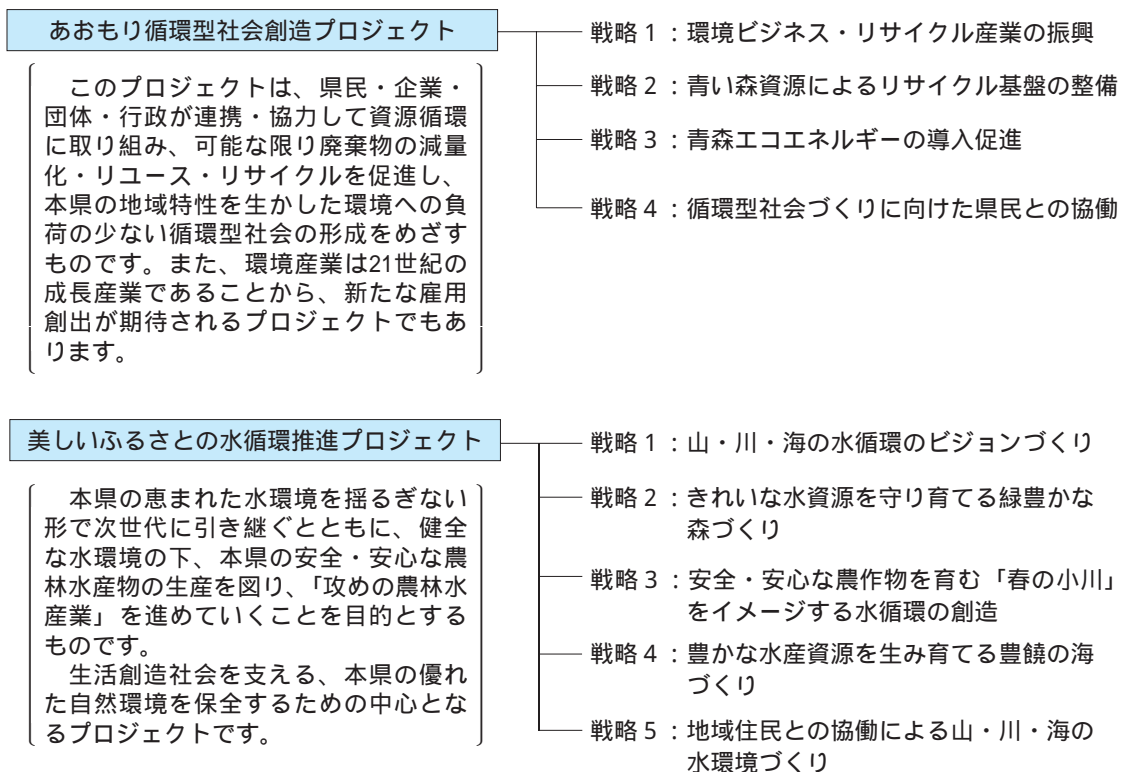
生活創造推進プランの「環境」分野でめざす社会像は「環境と共生する循環型社会」とし、

- 水と緑の自然環境づくり
- ゼロエミッションをめざす資源循環の推進
- 廃棄物処理・公害防止対策の推進
- 環境教育・環境学習の推進

の4つの取組方向を掲げています。

また、「生活創造社会」の実現に向けて、「人財」、「産業・雇用」、「健康」、「環境」、「安全・安心」の5つの戦略分野において、平成20年度までに県が重点的に推進するプロジェクトを掲げ、「環境」分野では、「あおり循環型社会創造プロジェクト」と「美しいふるさとの水循環推進プロジェクト」の2つのプロジェクトと戦略に基づき、平成20年度までに重点的に事業を進めていくこととしています。

図1-2-3 「環境」分野における重点推進プロジェクトの戦略



第3節 青森県環境計画

今日の環境問題の動向と特質に適切に対応し、すべての県民の参加と連携により、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図りながら、本県の環境を保全及び創造し、後世に継承していくとともに、地球規模の環境問題への地域からの取組を推進していくため、平成10年5月に「青森県環境計画」を策定しました。

本計画は、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構想」に掲げる基本目標や望ましい環境像を実現し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定したものです。

本計画は、「豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして」を基本目標とし、望ましい環境像として、

- ・豊かで美しい自然にあふれる青森県
- ・安全ですこやかな暮らしのできる青森県
- ・歴史と文化を大切にする青森県

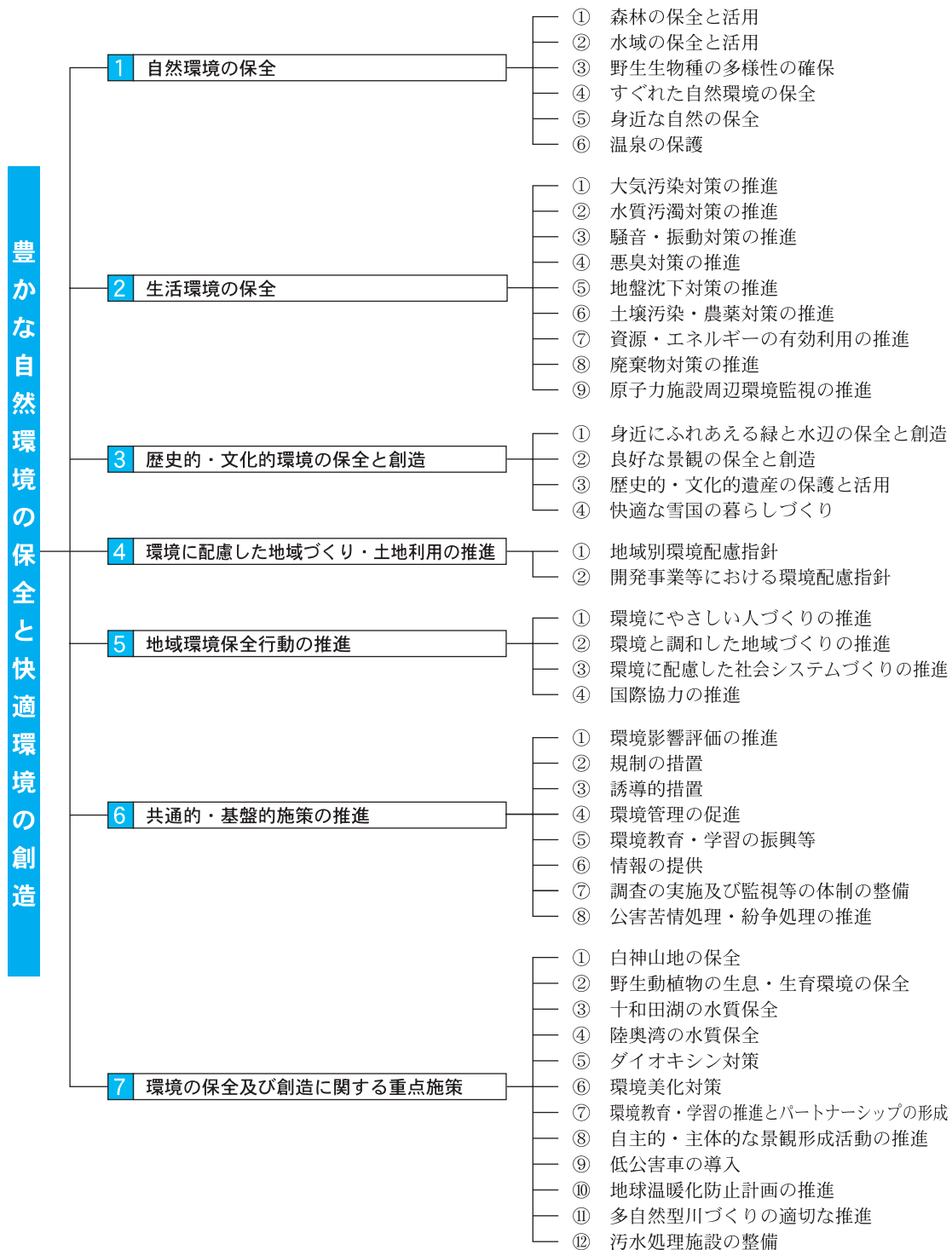
の実現をめざしています。

このため、中期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策について、目標と具体的な施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、日常生活や各種の事業活動と環境との調和を図っていく上での環境配慮の指針を明らかにしています。

なお、現在の「青森県環境計画」については、計画期間が平成18年度までとなっていることから、平成19年度以降の次期計画の策定作業を進めているところです。

図 1 - 2 - 4 青森県環境計画の構成



第4節 環境保全施策実行計画

青森県環境計画に掲げた施策の方向を具体化するため、環境美化対策、廃棄物のリサイクル・減量化対策、ダイオキシン対策、十和田湖・陸奥湾の水質対策など、県民生活に密接に関係し、本県にとって早急に取組を強化すべきと考えられる10項目の施策について、「環境保全施策に関する庁内連絡会議」を設置し、関係各課が協議しながら具体的な施策を実施しました。

また、この10項目の施策について今後の取組方針を検討し、その結果を平成11年2月に「環境保全施策の今後の取組方針」（報告書）として取りまとめました。

この報告書では、10項目の施策について、それぞれ現状と課題を把握し、これに対する平成10年度の取組状況を踏まえた上で、今後の取組方針として、施策の基本的方向と中・長期的な課題を定めるとともに、今後の取組方針に基づき平成11年度に実施する具体的な施策を掲げています。

平成11年度には、青森県環境計画に定められている重点施策についても上記10項目の施策と同様に位置付け、具体的に施策を推進することとし、このため、「環境保全施策に関する庁内連絡会議」を「環境保全重点施策調整会議」に改組し、推進体制の強化を図るとともに、平成11年11月には、上記10項目の施策と青森県環境計画に定められた重点施策、計18施策について「青森県環境保全施策実行計画」を策定しました。

平成12年7月には、同計画の達成度についての評価、また助言を得るため、学識経験者等を委員とする「青森県環境保全施策推進協議会」を設置し、外部評価を取り入れながら、各施策の推進を図っています。

図1-2-5 青森県環境保全施策実行計画の体系

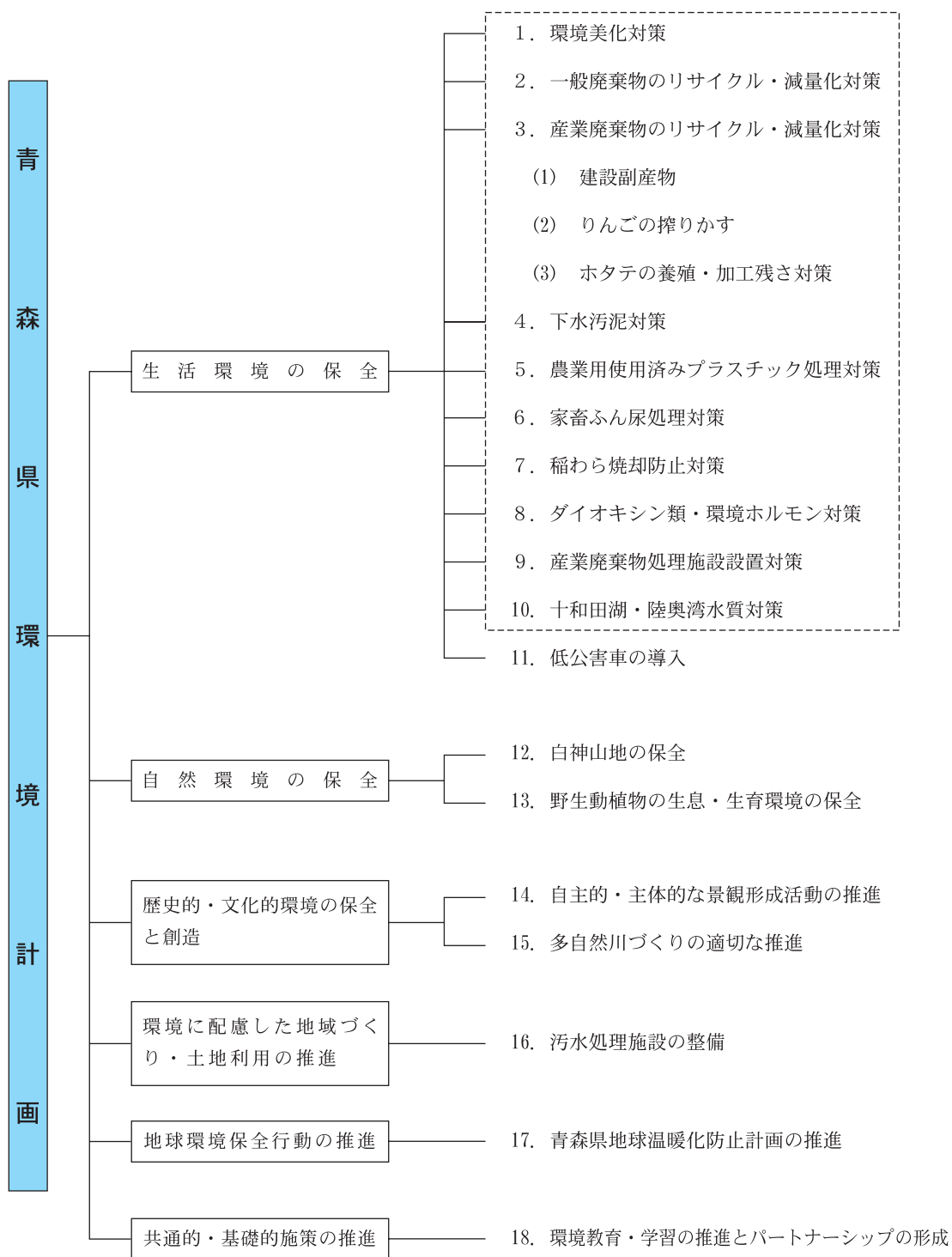


表1-2-1 青森県環境保全施策実行計画の概要

施策項目	主な取組み内容
1 環境美化対策	普及啓発事業により環境美化意識の醸成を図る。
2 一般廃棄物のリサイクル・減量化対策	「リサイクル推進員」を設置し、全市町村を対象にリサイクル率が低い原因分析を行い、必要な取組についてアドバイスする。
3 産業廃棄物のリサイクル・減量化対策	
・建設副産物	「青森県建設リサイクル推進行動計画」に基づく減量化・リサイクルを推進する。
・りんごの搾りかす	将来的に100%リサイクルを目指すこととし、活用事例等の情報提供、流通システムの確立を図る。
・ホタテの養殖・加工残さ対策	養殖残さについては、地区別に適正処理を図るとともに、加工残さについては、貝殻のリサイクルを促進する。
4 下水汚泥対策	下水汚泥の減量化（焼却）と焼却灰の資源化（有効利用）の促進を図る。
5 農業用使用済みプラスチック処理対策	適正処理に向け、生産者・販売者に対する啓発活動を実施する。
6 家畜ふん尿処理対策	家畜ふん尿処理施設整備等を推進し、家畜ふん尿の「野積み」「素掘り」の解消を図る。
7 稲わら焼却防止対策	稲わらの有効利用と焼却防止の啓発活動を実施するとともに、稲わらふりーでんの設置など稲わらの有効利用を推進する。
8 ダイオキシン類・環境ホルモン対策	廃棄物焼却施設に対する指導など発生源対策を推進するとともに、生活環境モニタリングを実施する。
9 産業廃棄物処理施設設置対策	産業廃棄物処理の適正化を推進し、地域住民の不安を解消することにより、産業廃棄物処理施設の適正な確保を図る。
10 十和田湖・陸奥湾水質対策	水質・生態系改善のため、モニタリング及び各種会合を通じて、地域住民に対する普及啓発を行う。
11 低公害車の導入	県の公用車への低公害車の導入に努めるとともに、補助制度等の情報の周知を図る。
12 白神山地の保全	白神山地ビジターセンターを拠点とした自然観察及び体験学習等各種啓発活動を実施し、白神山地保全に関する意識を高める。
13 野生動植物の生息・生育環境の保全	「青森県レッドデータブック」を基礎として、追跡調査による状況変化の把握と保護対策を実施する。
14 自主的・主体的な景観形成活動の推進	景観形成に関する普及啓発を図るとともに各地域における景観形成の取組を支援する。
15 多自然川づくりの適切な推進	河川整備に当たって、住民の意見を反映させるとともに、治水、利水だけでなく自然環境の保全にも配慮した河川整備を図る。
16 汚水処理施設の整備	「青森県汚水処理施設整備構想」に基づき、公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備を推進する。
17 青森県地球温暖化防止計画の推進	計画の進行管理を行うとともに、県民や企業に対する普及啓発活動を行う。
18 環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成	あおり地球クラブ事業等を通じて環境活動等の情報や環境学習の機会を提供する。 また、各主体のパートナーシップ形成のための自主的な環境活動を行うセンター的機能の構築をめざす。

第5節 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本県では、地域に根ざした生活と文化の源である森と川と海の密接なつながりを踏まえ、これを一体のものとして保全し、創造するため、平成13年12月に「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。

この条例は、森林、河川及び海岸を農林水産業の生産活動や人の生活と結び付いて地域文化を形成する基盤として位置付け、これを「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全、創造しようとするものです。

このため、ふるさとの森と川と海がすべての人の参加の下にできる限り自然の状態で維持されることを基本とし、総合的に施策を推進します。

条例では「保全」と「創造」を次のように位置付けています。

「保全」：現存するふるさとの森と川と海の自然を適正に維持することです。

また、適切に手を加えることによって自然の状態が維持されることもあるため、人為的に破壊され、又は自然災害により損傷を受けたふるさとの森と川と海の修復等の維持管理行為を含むものです。

「創造」：ふるさとの森と川と海をより豊かにし、より豊かに感じられるように積極的に整備することです。ただし、元々そこにはない状態を創り出すのではなく、過去を考察しながら本来あるべき姿に再生するなど現在のふるさとの森と川と海をより良い新たな状態にすることです。

条例に係る主な施策は次のとおりです。

保全地域の指定及び保全計画の策定

自然環境が優れた状態を維持している森林、河川及び海岸の区域のうち、特に重要な区域を保全地域として指定します。

当該区域では、特定行為を届出してもらい、指導等により保全上適切な方向への誘導を図ります。

また、保全地域の保全を一層促進するために保全計画を策定します。

森と川と海の一体的な保全・創造施策の推進

森林の適正な維持・管理を推進します。

- ・ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽
- ・森林の適正な間伐や保育の推進
- ・保安林の指定の推進

自然豊かな川づくりや海岸づくりを推進します。

- ・地域の環境特性に配慮した多自然川づくりや海岸づくりを実施
- ・自然再生事業への取り組み

人と自然との豊かなふれあいの確保を図ります。

特に次の世代を担う子どもたちが自然とふれあい、遊び、体験ができる場の創出
啓発

森と川と海のとつながりや人の生活との関わり等への関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供などを行います。

ふるさと環境守人の委嘱

ふるさと環境守人による巡視・啓発活動を実施します。

民間団体等の活動を促進

県民、NPO法人その他の民間団体等の活動が促進されるような措置を講じます。

県として上記施策を推進するとともに、次のとおり森・川・海に関わる国の関係機関等とも連携して施策に取り組むことにより、彩りある美しく安全な県土の実現を目指しています。

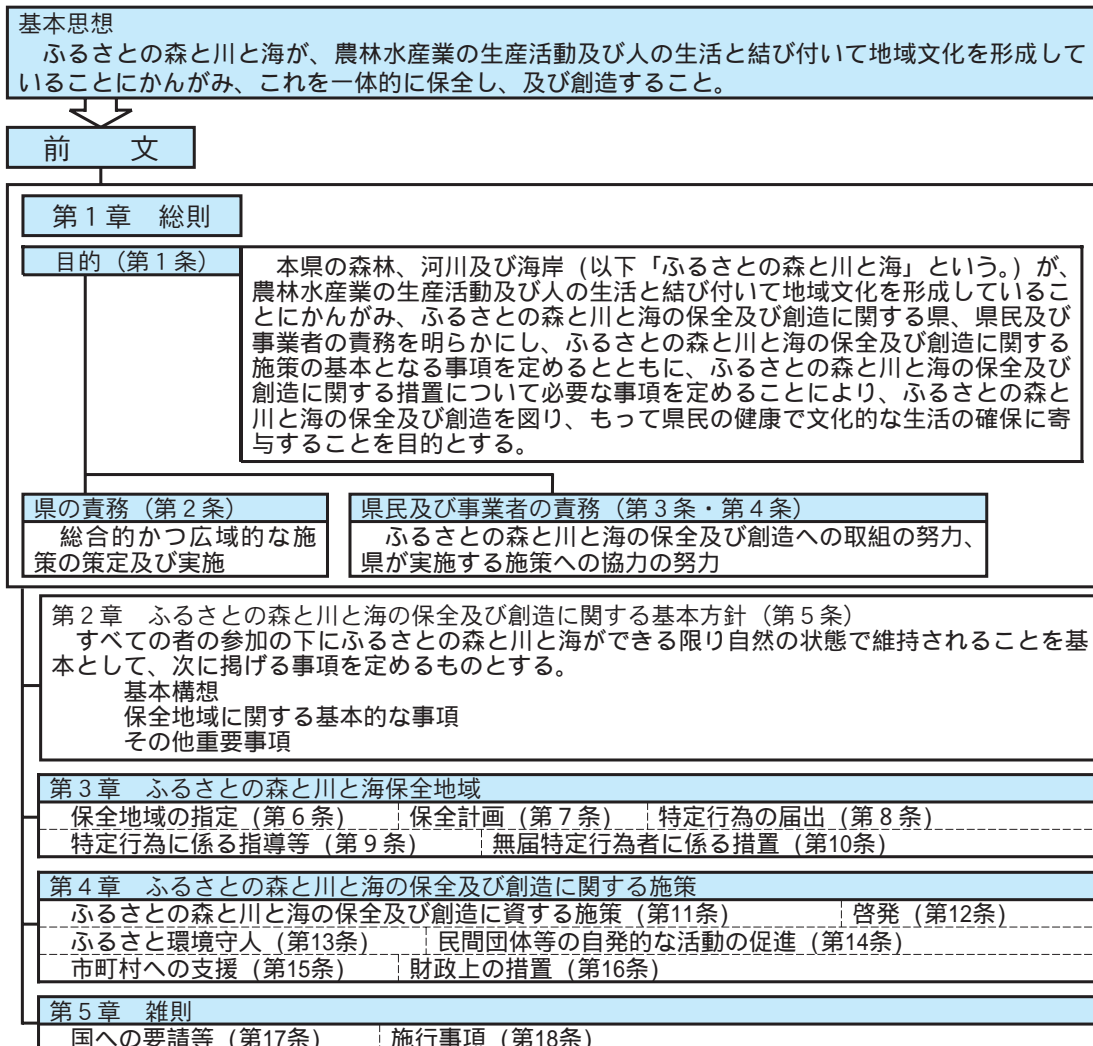
林野庁東北森林管理局青森分局、国土交通省東北地方整備局及び水産庁増殖水産部と県の4者で「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する覚書」を締結(平成14年9月)

北海道・北東北知事サミットで北東北三県が「ふるさとの森と川と海」を守るという共通理念に立って連携して取り組むことで合意(平成14年8月)

ふるさとの森と川と海保全地域の指定及び保全に関する計画の公表

- ・大畑川流域 (平成16年11月29日)
- ・五戸川流域 (平成18年3月1日)
- ・奥入瀬川流域 (平成18年8月23日)

図1-2-6 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例の体系



第6節 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

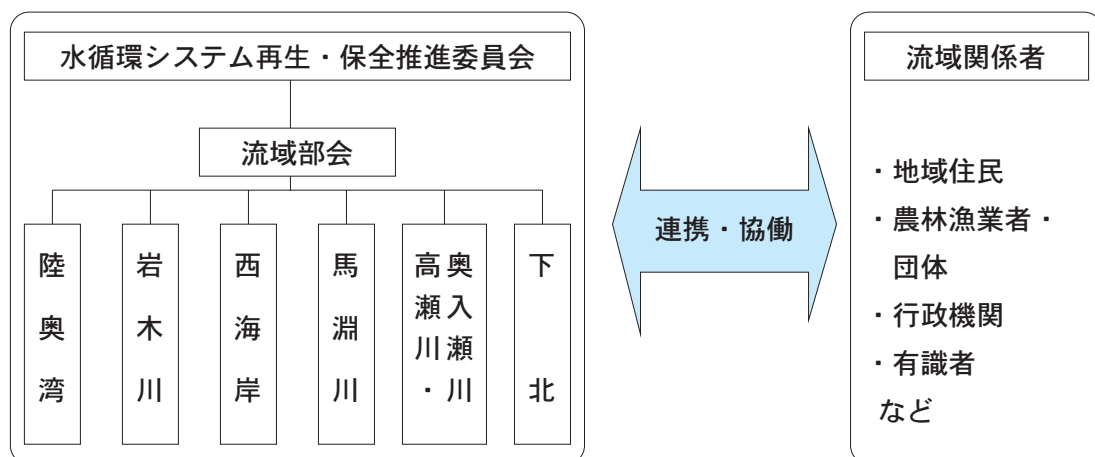
本県では、県産農林水産物の生産から販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者が求め、必要とする安全・安心な農林水産物やその加工品を売り込んでいく「攻めの農林水産業」を推進しています。

こうした安全・安心で品質の良い農林水産物を生産するためには、何よりもその基礎となる「きれいな水」を確保することが不可欠です。

水資源は、山・川・海を循環することから、その再生・保全を効率的・効果的に進めるためには、山・川・海の水の流れを一体的な水循環システムとしてとらえ、「流域」を単位として、総合的・計画的に推進することが重要です。

このため、平成16年6月、県、市町村、農林水産団体などで構成する「水循環システム再生・保全推進本部」（平成17年4月からは「水循環システム再生・保全推進委員会」に名称変更）及び県内の6流域ごとに「流域部会」を設置し、平成16年11月、水資源をめぐる現状・課題や必要な方策等について流域ごとに整理して「水資源の再生・保全のための総合的な取組方針」（グランドデザイン）として取りまとめています。

図1-2-7 水循環システム再生・保全推進委員会の推進体制



また、平成17年3月に策定した「「攻めの農林水産業」推進基本方針」では、「山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全」を図るための具体的な取組みの方向を掲げています。

図1-2-8 「山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全」施策体系

(1) 農林水産業の基礎となる「きれいな水資源」の確保

- 「きれいな水資源」は、消費者が求める安全・安心な農林水産物の生産基礎となることから、山・川・海を一体としてとらえ、水資源のかん養機能の向上や水質の浄化・改善を進めます。

<主な取組>

- ・ 6 流域ごとの水資源の再生・保全の取組方針を示すランドデザインを踏まえた事業の進捗状況の点検と検証等
- ・ 水循環フォーラムや地域住民によるワークショップの開催
- ・ 硝酸態窒素分析結果に基づく「健康な農作物マニュアル」の策定

(2) きれいな水を育む緑豊かな森づくり

- 水資源の供給はもとより、公益的機能の維持・増進のため、林業者、漁業者をはじめ県民参加による緑豊かな森づくりを進めます。

<主な取組>

- ・ 枝打ち、林内整理作業体験を通じ、森林整備の重要性に対する県民意識の醸成
- ・ 子供を対象に体験学習を主体とした「森林・木材環境教室」の開催
- ・ スギの間伐による適正保育の実施
- ・ ヒバなど広葉樹、郷土樹種を主体とした混交林、複層林の展示林設置・普及

(3) 水と土がもたらす安全・安心な恵みの里づくり

- ① ホタテ貝殻や間伐材等の自然素材がもつ水質浄化機能を活用した水利システムの構築を進めます。

<主な取組>

- ・ ホタテ貝殻や間伐材等を利用した水路など環境にやさしく自然の水質浄化機能を向上させる通称「春の小川」づくり
- ・ 地域の住民と一体となって、地域の特性を生かした農業水利施設の適切な管理体制づくりと維持・保全
- ・ 農村地域における下水道整備の推進による水の浄化と再生

- ② 排水不良田や土砂流出入により機能が損なわれる恐れがある道・水路等を計画的に整備し、健全な農地づくりを進めます。

<主な取組>

- ・ 安全・安心な農業生産の基礎である道・水路、農地の計画的な整備と管理
- ・ 農業用水を供給するため池や、水田の排水条件を改善する排水ポンプなどの適切な維持管理
- ・ 農地・農業施設を災害から守り、安定した農業生産を支える防災対策の推進

(4) 豊かな水産資源を育む豊饒の海づくり

- 大型海藻の増養殖や藻場づくり、魚礁・漁場の再生を通じ、豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりを進めます。

<主な取組>

- ・ 魚貝類の生息場となる、マコンブ、ワカメ、スゲアマモなどの増養殖
- ・ 「磯焼け」した藻場の回復や漁場管理技術の早期開発
- ・ ホタテガイの殻体運動の把握による環境モニタリング手法の開発
- ・ 漁業者と県民の参加による植樹活動や沿岸漁場の清掃活動の実施
- ・ 底質や水質の浄化機能を持つナマコ、クロモの増養殖手法の開発
- ・ 漁村地域における下水道整備による漁場環境の保全

平成17年度からは、「水資源の再生・保全のための総合的な取組方針」(グランドデザイン)に沿って、水循環システムの再生・保全の取組を流域を単位として総合的・計画的に進めています。その主な取組は次のとおりです。

1 地域住民等に対する水資源の再生・保全活動の促進

安全・安心な農林水産物の生産の基礎となる水資源を再生・保全していくためには、農林漁業者だけでなく、流域に暮らす住民等の理解と主体的な取組が重要であることから、地域住民等を対象にフォーラムやワークショップを開催し、農林水産業と水資源との関わりについての理解と主体的活動を促しています。

2 きれいな水を育む緑豊かな森づくりの推進

森林の持つ、水資源のかん養や水質の浄化、山崩れの防止、二酸化炭素の吸収などの公益的機能は、私たち県民の生活や安心・安全な農林水産物の生産を支えています。

一方で、木材価格の低迷などにより、森林への関心が薄らぎ適切な整備が遅れており、このまま推移すれば公益的機能が低下するおそれがあることから、林業者をはじめ、県民参加による、

森林を主なフィールドとしたイベントや森林環境教育などを行う「社会が支える『山・川・海をつなぐ森づくり』推進事業」

水源のかん養機能などを安定して発揮する、郷土樹種を用いた複層林や混交林のモデル林を設定する「恵み豊かな森づくり推進事業」

手入れの遅れた高齢級森林の間伐を推進して健全化を図る「高齢級間伐対策事業」

貴重な屏風山の防風林を山火事から守る取組を行う「屏風山の森機能強化事業」

林業体験を通じて森林整備の取組に対する意識の高揚を図る「緑を守る県民ボランティア活動事業」

などに取り組み、森林の公益的機能の維持・増進の大切さを啓発しながら、緑豊かな森づくりを推進しています。

3 「春の小川」をイメージする水循環の創造

豊かできれいな水と、やすらぎや憩いのある水辺空間の象徴となる「春の小川」をキャッチフレーズとして、農家や土地改良区が管理している農業用水路の保全管理や、地域住民自らが行う水路の環境保全活動を推進しています。

また、生態系や景観に配慮し、自然が持っている浄化作用を上手に利用して、健全で持続的な水循環システムの構築に取り組み、安全・安心な農作物の育みを目指しています。

【主な具体的取組】

・春の小川づくり推進事業

「春の小川」のような水辺環境づくりや、地域住民と一体となった農業・農村環境保全活動を進めています。

- ・ 1万1千キロの水路を守る実験事業

ほ場に直結した農業水路網を対象に、モデル地区を設定して多様な主体の参画のもとに維持管理活動を実践し、将来を見通した維持管理体制のあり方について調査しています。

- ・ 生態系に配慮した農業水利施設管理マニュアルづくり事業

河川の生態系に配慮し、水辺環境を守るため、水利施設の管理マニュアルを作成し、適正管理や環境保全活動を進めています。

4 豊かな水産資源を育む豊饒の海づくり

水産業は多くの生命が育まれる海や河川の豊かな生態系を直接活用する産業であり、「安全・安心」で豊かな水産物を安定的に供給するためには、健全な水循環の下に、良好な自然環境が保たれていることがとても大切です。しかし、近年、漁場環境の悪化による漁場の生産力低下が懸念されています。

このことから、私たち県民の貴重な財産である豊かな海を守るため、

漁業関係者が行う植樹及び育樹活動による森づくりを推進する

「漁民の森づくり活動推進事業」

水質浄化機能や魚類等の保育機能を持つマコンブやワカメなどの海藻藻場の再生・保全を図る

「海の森づくり総合推進事業」

堆積していた漂着物等を除去・処分し、漁場環境の保全や美化を図る

「漁場環境美化推進事業」

などに取り組み、藻場の再生や漁場環境の保全を通じて、豊かな水産資源を育む豊饒の海づくりを進めています。

5 「環境公共」の推進

普段、我々が美しいと感じる里地里山、田園空間などの地域の環境は、多くの場合、農林水産活動を通じた自然への持続的な働きかけによって形成された二次的自然であり人間活動と自然の微妙なバランスの上に成り立っているものです。

このようなことから、本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守る」との考えにもとづき、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活基盤を整備する公共事業及び関連する取組のことを「環境公共」と位置づけて推進しています。

本県の農林水産業を持続可能なものとして発展させていくためには、水循環システムのようなこれら社会共通資本を、行政、住民、企業が連携しながら地域ぐるみで整え守っていくことが重要となっています。

図1-2-9 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全による農林水産業の振興のイメージ



第7節 青森県地球温暖化防止計画

地球温暖化問題の深刻化を背景として、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）での「京都議定書」の採択、地球温暖化対策推進法の施行等国内外における対策の枠組みが整いつつある中、地球温暖化対策を地域レベルにおいて計画的、体系的に推進するため、平成13年4月「青森県地球温暖化防止計画」を策定しました。

本計画では県民・事業者・行政のパートナーシップのもと地球温暖化対策を進めていくことにより、青森県における2010年の温室効果ガス排出量を1990年比で6.2%削減することを目標としています。

2003年に青森県内から排出された温室効果ガスは約18,080千トン・CO₂と推計されています。この量は1990年と比較して22.0%増加しています。

また、平成13年7月に、県民、事業者、有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進委員会」を設置し、計画の進捗状況の評価とともに、具体的な推進方策の検討を行い、目標達成に向けて各施策の推進を図っています。

図1-2-10 2010年の予測排出量と目標削減量

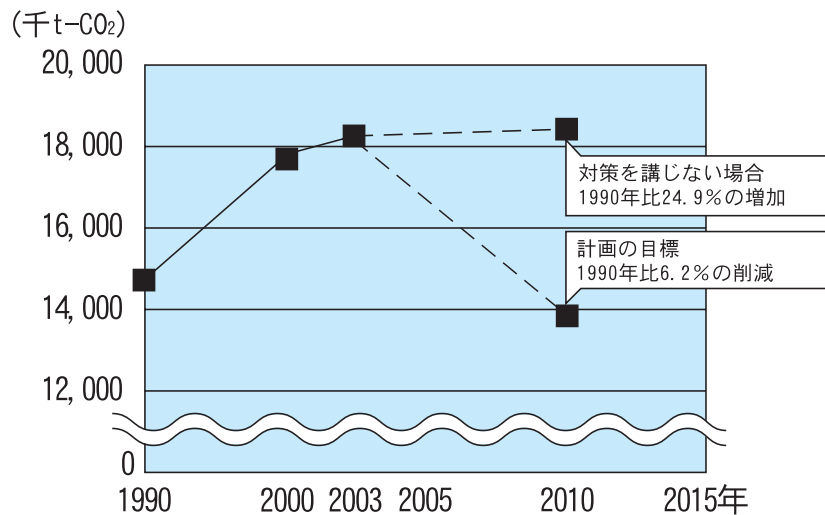


図1-2-11 青森県地球温暖化防止計画における温室効果ガス削減シナリオ

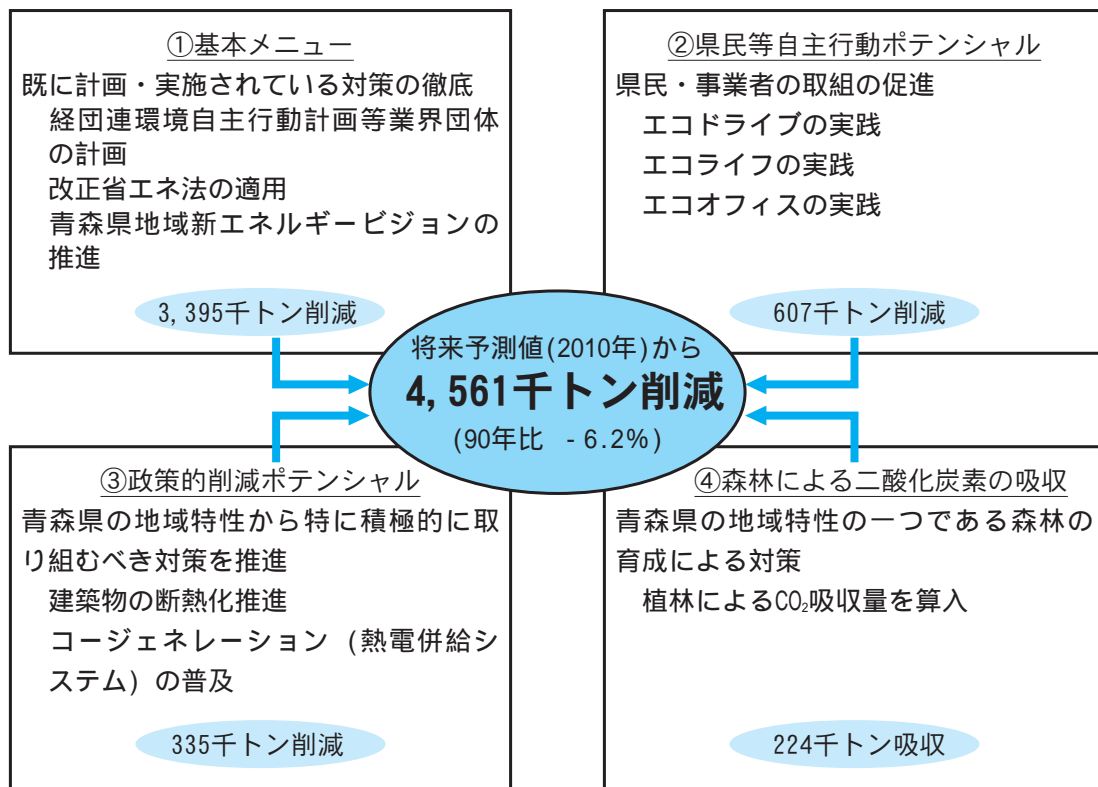
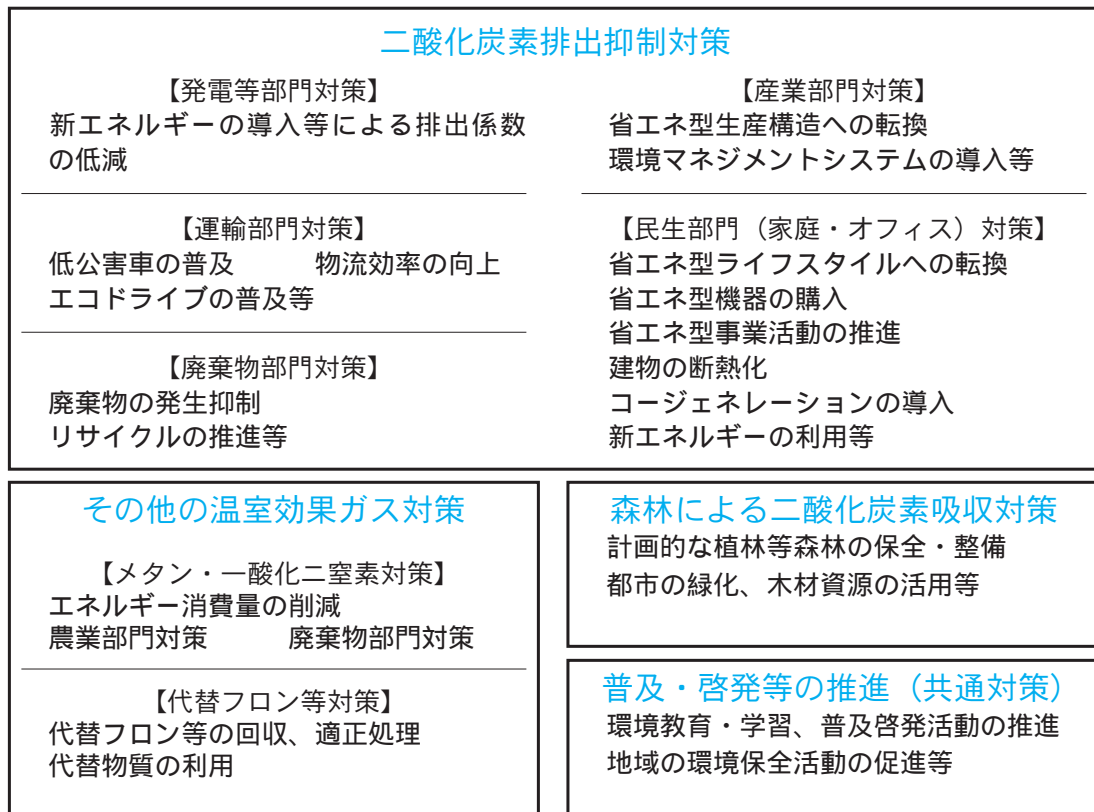


図1-2-12 地球温暖化防止対策の体系



第8節 県の率先行動

1 ISO14001環境マネジメントシステムの導入

県では、組織として環境保全に対する取組を、より确实、有効なものとするために、環境マネジメントシステムを導入し、平成13年3月、ISO14001の認証を取得しました。

平成15年度には、認証を取得して3年目となり更新時期にあったことから知事部局の出先機関、教育庁、警察本部などへ範囲を拡大した上で更新審査を受け、平成16年3月に更新しました。

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められていますが、事業者においても日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に改善していく仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められています。

このため、我が国においても事業者による環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得の動きが活発化しており、自治体にも認証取得の動きが広がっています。

このような中、平成10年10月に開催された北東北三県知事サミットにおいて青森、岩手、秋田の三県が「連携してISO14001の認証取得に向け取り組む」ことが合意され、本県でも平成12年10月より青森県環境マネジメントシステムを運用し、平成13年3月にISO14001の認証を取得しました。

平成17年度には環境マネジメントシステムに基づき433件の環境目的・目標を設定し、そのうち396件が目標を達成しました。また、目標達成に至らなかった37件については、それぞれ、目標達成に向けて是正措置がとられました。

また、環境マネジメントシステムの構築に向けた事業者に対する支援として、平成10年度より事業者向けセミナー等を開催しています。

さらに、商工労働部においては、専門家派遣事業の中でISOの認証取得を促進するため、財団法人21あおもり産業総合支援センターを通じて専門家の派遣を受ける企業に対し、費用の一部を助成しています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法では地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画として、内容の充実強化とともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成11年

度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年比2.4%の削減にとどまり、目標を達成できませんでした。

本プランは5年ごとに見直すことになっていることから、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした第2期計画を策定し、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減することを目標としました。このほか、電気3.6%削減、重油5.6%削減など、項目ごとに個別目標（基準年である平成16年度実績に対する削減率）を掲げ、引き続き省エネルギー・省資源対策を推進しています。

平成17年度実績を見ると、電気使用量（庁舎管理部門）は職員の節電等の取組により削減されたものの、新たな施設建設などにより庁舎管理部門以外の電気使用量が増加し、全体として基準年比0.1%増となったほか、暖房用の灯油使用量の増加（基準年度比11.0%増）などにより、全体として温室効果ガス総排出量は基準年比0.6%増となり、目標達成に向けた更なる取組が必要となっています。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度より「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます。

なお、本プランは、ISO14001環境マネジメントシステムのオフィス活動における行動計画として位置付けています。

表1-2-2 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成17年度実績（エネルギー等）

取組項目		基準年 (平成16年度実績)	実績値		目標値	
			平成17年度	基準年比 (実績/実績)	平成21年度	基準年比 (②実績/実績)
省 エ ネ ル ギ ー 対 策	電 気 (kwh)	109,073,392	109,173,977	+0.1%	105,146,750	3.6%
	重 油 (ℓ)	11,472,939	11,579,587	+0.9%	10,830,454	5.6%
	灯 油 (ℓ)	2,470,089	2,742,042	+11.0%	2,395,986	3.0%
	都 市 ガ ス (m ³)	264,533	247,763	6.3%	-	-
	L P G (kg)	183,251	162,838	11.1%	-	-
	軽 油 (ℓ)	1,070,360	1,040,516	2.8%	963,324	10.0%
	ガ ソ リ ン (ℓ)	1,739,760	1,772,064	+1.9%	1,530,988	12.0%
	ジェット燃料 (ℓ)	153,208	196,288	+28.1%	-	-
省 資 源 対 策	水 (m ³)	974,093	951,469	2.3%	925,388	5.0%
	用 紙 (枚)	174,297,694	185,710,251	+6.6%	161,573,962	7.3%
廃 棄 物	産棄物排出量 (kg)	3,379,592	3,192,807	5.5%	3,041,632	10.0%
温室効果ガス総排出量 (千トン-CO ₂)		89.8	90.3	+0.6%	85.5	4.7%

(注) 都市ガス、LPG、ジェット燃料については温室効果ガス排出割合が全体の0.5%程度と非常に小さいことから個別目標値を設定していない。

表1-2-3 「地球にやさしい青森県行動プラン」平成17年度実績（物品調達）

分類 (特定調達品目)	平成17年度実績 (グリーン調達率)	調達目標
紙類	99.71%	100%
文具類	91.83%	
機器類	93.75%	
OA機器	89.23%	
家電製品	96.44%	
エアコンディショナー等	93.75%	
温水器等	100.00%	
照明	92.51%	
消火器	93.98%	
制服・作業服	95.96%	
カーテン・毛布・ふとん	50.49%	
じゅうたん・カーペット	95.81%	
ベットフレーム・マットレス	74.41%	
作業手袋	76.57%	
その他繊維製品	49.65%	
自動車等	99.27%	
外注印刷物の判断基準達成率	98.31%	

3 インハウスエスコの取組

エスコ（ESCO：エネルギー サービス カンパニーの略）とは、工場やビルの省エネルギーに関する計画の立案や技術・設備・人材・資金などのサービスを包括的に提供することで、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。

そして、「インハウスエスコ」とは、「インハウス（組織内）」において、県自らがエスコ事業者のように省エネルギーサービスの提供を行い、県有施設の省エネルギー改善事業を展開するものです。

青森県行政改革大綱においては、光熱水費をはじめとした施設の維持管理コストのさらなる削減が課題となっており、現有施設を長期にわたり効率よく運用することが求められています。

インハウスエスコ事業は、県の内部組織において個々の施設管理者に対し省エネルギーに関する改善提案及び改善工事を実施し、改善工事後においても効果の検証、保守管理等の支援を行い、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現しようとするものです。平成17、18年度の2ヶ年で県有施設のうち40施設を対象とし、年間3,600万円の光熱水費削減を目標としています。

インハウスエスコ事業における主な省エネルギー改善手法としては、機器の運転スケジュールの改善、空調設備の運転制御の導入、外気の積極的導入による冷房制御の改善、電力契約種別の見直しなどがあげられ、平成18年10月31日現在、34施設に対して延べ203項目の改善提案を行い、合計3,458万円の削減効果が認められました。

一方で、これまで改善工事に要した費用は、合計628万円となっており、インハウスエスコ事業実施にあたって、可能な限り少ない改善工事費でより大きな削減効果が得られるよう取り組んでいるところです。

第9節 青森県循環型社会形成推進計画

1 計画の概要

廃棄物処理法に基づいて平成14年3月に策定した「青森県廃棄物処理基本計画」が平成17年度までの計画であることから、これに引き続き、平成18年3月「青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：平成18年度～平成22年度）を策定しました。

この計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進等について県全体の目標を設定し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に促進することにより、本県の地域性を活かした、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の構築を目的とするものです。

主な内容として、本県の豊かな自然と主要産業である農林水産業に由来するバイオマス資源の利活用を図る循環型社会の形成推進、リサイクル産業の育成と環境産業の振興への重点的取組、本県が目指す「生活創造社会」の一つの社会像として掲げる「環境と共生する循環型社会」の形成に必要な具体的施策を推進することとしています。

2 廃棄物の現状と目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の平成15年度の状況は、

1人1日当たりの排出量が1,157g（全国1,106g）、

リサイクル率が11.1%（全国16.8%）、

1人1日当たりの最終処分量が243g（全国181g）となっており、全国平均と比較して下位の状況にあります。

原因としては、分別収集が十分に進んでいない市町村が見られることや事業系ごみの排出量が多いことなどが考えられます。

このため、平成22年度には、排出量を平成15年度より10%削減、リサイクル率を24%に引き上げる、最終処分量を平成15年度より34%削減するとの目標を設定し、市町村とともに取り組んでいくこととしています。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成15年度の状況を平成10年度と比較すると、

排出量は、195万1千トンから355万1千トンに増加しています。これは、高度成長期に建設された建築物・土木構造物の更新に伴うがれき類、製紙工場におけるリサイクルのための古紙の投入量が増加したことに伴う脱水処理汚泥が大幅に増加したことによるものです。産業廃棄物の排出量は今後も増加が予測されますが、平成22年度には平成15年度の6%以内の増加にとどめることを目標としています。

再生利用量は、74万トンから135万1千トンに倍近く伸びていますが、再生利用率は38%を維持していることから、平成22年度においても同様に38%の再生利用を目標としています。

最終処分量は、14万2千トンから7万3千トンに半減していますが、平成22年度には更に1万トン削減することを目標としています。

このため、県では事業者等との協働により産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止に向けた意識の啓発等を更に進めていくこととします。

3 本県の目指す循環型社会と計画の推進

本県の目指す循環型社会として、

本県の豊かな環境と共生する「スローなライフスタイル」が定着する社会

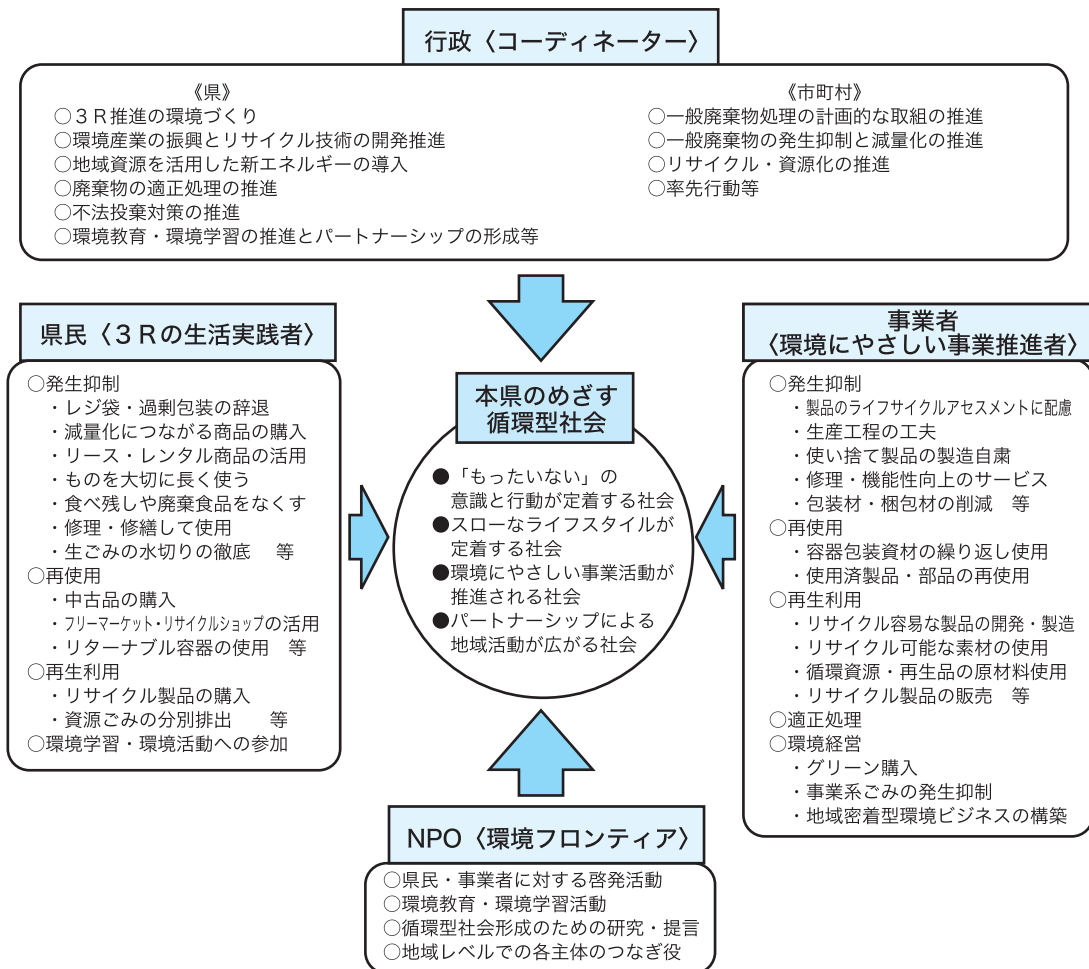
「もったいない」の意識が県民に浸透し、行動が定着する社会

「環境にやさしい事業活動」が推進される社会

行政、県民、事業者等が一体となった「パートナーシップによる地域活動」が促進される社会、をイメージし、施策の柱としました。

この計画を推進するため、市町村、県民、事業者、NPO等と連携を図りながら、「生活創造社会」における社会像の一つである「環境と共生する循環型社会」の構築に向けた諸施策に積極的に取り組んでいくこととしています。

図1-2-13 本県のめざす循環型社会と各主体の役割



第10節 北海道・北東北四道県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、平成9年度から北東北知事サミットが開催されています。

平成13年度の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

平成18年8月22日、秋田県秋田市で10回目のサミットが開催されていますが、環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-4、合意事項は表1-2-5のとおりです。

表1-2-4 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（三県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（三県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目

表1-2-5 知事サミット合意事項一覧

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 三県の連携・協力に向けた仕組みづくり	(1) 「北東北環境フォーラム」の設置
	(2) 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	(3) 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	(1) 「子ども環境サミット」の開催
	(2) 児童向け啓発冊子の作成等
	(3) 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	(1) 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	(2) 環境調和型産業の振興
	(3) 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	(4) 多自然居住地域の形成
4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	(1) 「緑のランドデザイン」の策定
	(2) 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	(1) 三県の率先行動
	(2) 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	(1) 地球環境問題に関する共同研究等
	(2) いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	(1) 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備
	(2) 三県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導
	(3) 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築
	(4) 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築
	(5) 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組みと税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	(1) 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。
	(2) 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。

第11節 北東北三県の広域的産業廃棄物対策

循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められており、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、不法投棄につながる懸念があること等から、その適正処理が求められています。

このような状況の中、平成13年9月に開催された北海道・北東北知事サミットにおいて、北東北3県で取り組む広域的な産業廃棄物対策の一つとして、「産業廃棄物の発生抑制を図り、リサイクルを促進するとともに県外からの産業廃棄物の流入を抑制するため、産業廃棄物税や搬入課徴金(環境保全協力金)による経済的手法を活用した制度の整備、搬入事前協議の義務化などに向け、共同歩調による取組みを進める」ことが合意されました。

さらに導入する制度の枠組みについて、3県で検討を進めた結果、平成14年8月の知事サミットにおいて、平成14年中に制定することが合意され、本県においては、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定しました。

1 青森県産業廃棄物税条例

近年、環境問題への住民の関心が高まってきており、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進が強く求められていること、また、県外からの産業廃棄物の流入に対しては、最終処分場がひっ迫していることや不法投棄につながる懸念があること等から、その抑制が強く求められています。

このような状況を踏まえ、産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成14年12月に「青森県産業廃棄物税条例」を制定し、平成16年1月から実施しています。

この産業廃棄物税は、都道府県が独自に実施する法定外目的税ですが、産業廃棄物が広域的に移動することや不適正処理があった場合には環境への影響が広範囲に及ぶことなども考慮し、岩手県及び秋田県と連携して、同一の課税の仕組みにより実施しています。

産業廃棄物税条例の概要は次のとおりです。

納める人

産業廃棄物の最終処分を委託した事業者又は自ら設置する最終処分場で最終処分を行う事業者の方です。

課税の対象

最終処分場に搬入される産業廃棄物の搬入量に応じて課税します。

税率

産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円です。

徴収の方法

最終処分業者の方が産業廃棄物の搬入量に応じて税を徴収し、申告納入します。

また、自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合には、最終処分を行う事業者の方が申告納付します。

納税の時期

最終処分場に産業廃棄物が搬入された日の翌月末日

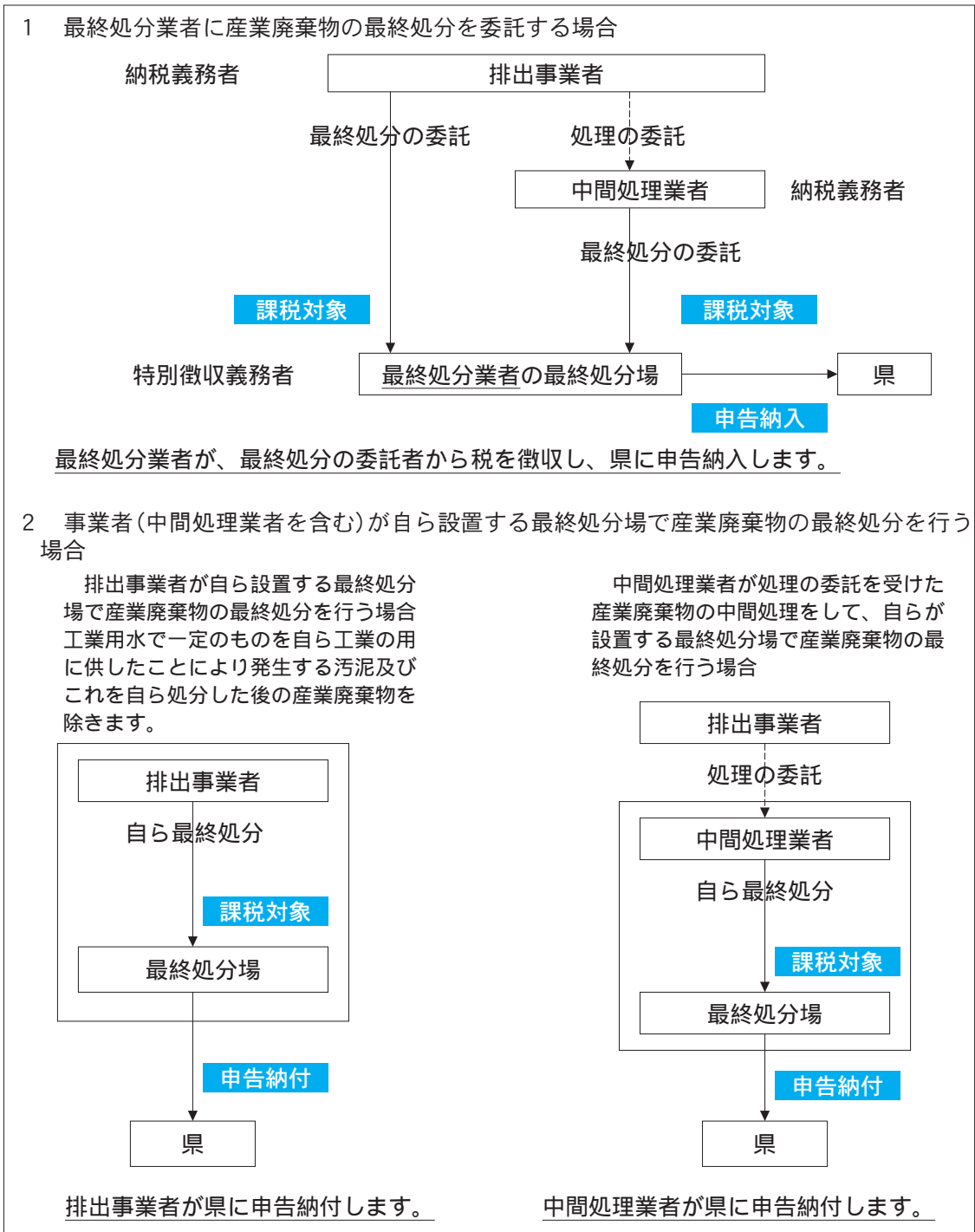
税収の使途

産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てます。

課税を行う期間

条例の施行状況や社会経済情勢の変化等も勘案し、必要があるときは、条例施行後5年を目途に見直しを行うこととしています。

図1-2-14 産業廃棄物税の課税の仕組み

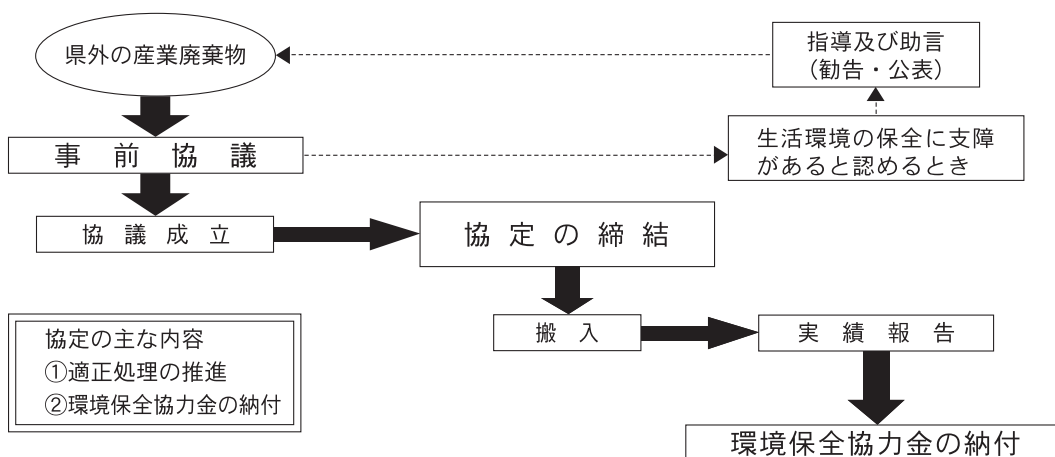


2 青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」は、県外産業廃棄物の適正処理の推進と生活環境の保全を図ることを目的に、

- ・事業者に対して、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときに、あらかじめ、当該県外産業廃棄物の種類、量、搬入期間等について、その事業場ごとに協議を義務付けること
- ・協議を行った事業者に対して、県外産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全協力金の納付等必要な事項を内容とする協定の締結の申入れをすることができることを主な内容とし、平成16年1月1日から施行され、平成16年4月以後の県外産業廃棄物の搬入について適用されます。

図1-2-15 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の流れ



第12節 あおもりエコタウンプラン

県は、地域の産業蓄積を活かした環境産業の振興と、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じて循環型社会の形成を目指すため、「あおもりエコタウンプラン」を策定し、平成14年12月に国（経済産業省・環境省）から承認を受けました。

本プランでは、八戸地域を資源循環型産業のモデル地域と位置付け、古くから蓄積された金属溶融還元、金属精錬技術を活用したゼロエミッションシステムの確立を目指しています。

これまでには、ホタテ貝殻や一般廃棄物の焼却灰等を安全な形で再資源化することにより、水産資源を育成するための魚礁や天然砂利と同等の品質の人工砂利を生産する「焼却灰、ホタテ貝殻リサイクル事業」や、処理困難物であるA S R（自動車シュレッターダスト）等から還元材や燃料等で利用可能な高品質のカーボンを製造する「廃プラスチック、A S Rリサイクル事業」などに取り組んできました。

平成17年度には、「あおもりエコタウンプラン」を一部改訂し、県内外の廃棄物処理施設から排出される溶融飛灰のリサイクル事業にも取り組むことができるようになりました。

このリサイクル事業は、従来、埋立処分しか方法のなかった溶融飛灰から有価金属を回収するとともに、スラグについては人工石材として再資源化利用することができるもので、廃棄物を出さないゼロエミッションシステムを確立するものです。

これらの取組により、廃棄物の再資源化による最終処分量（埋立量）の削減が図られることになり、また、天然砂利の採取による自然破壊の防止にも資することとなります。

この全国でも稀なゼロエミッションシステムを核として、新たなリサイクル事業の創出と地域のリサイクルネットワークの拡大を図っていくほか、「あおもりエコタウンプラン」の推進と合わせて次の取組を進めているところです。

環境リサイクル産業立地促進事業

リサイクル施設の設置に関して、一定規模以上の廃棄物処理施設は、県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント又は「生活環境影響調査指針」に基づく調査が必要とされています。

環境アセスメントの調査の前提となる気象及び大気汚染物質の状況の測定に1年程度期間を要することから、企業が適切に環境アセスメント等を実施するのに必要なデータを県があらかじめ測定し、データベース化しておくことにより、企業が迅速かつ適切に環境アセスメント等を実施できるようにし、環境リサイクル分野での新事業や新産業の創出を図るものです。

地域密着型リサイクル支援事業

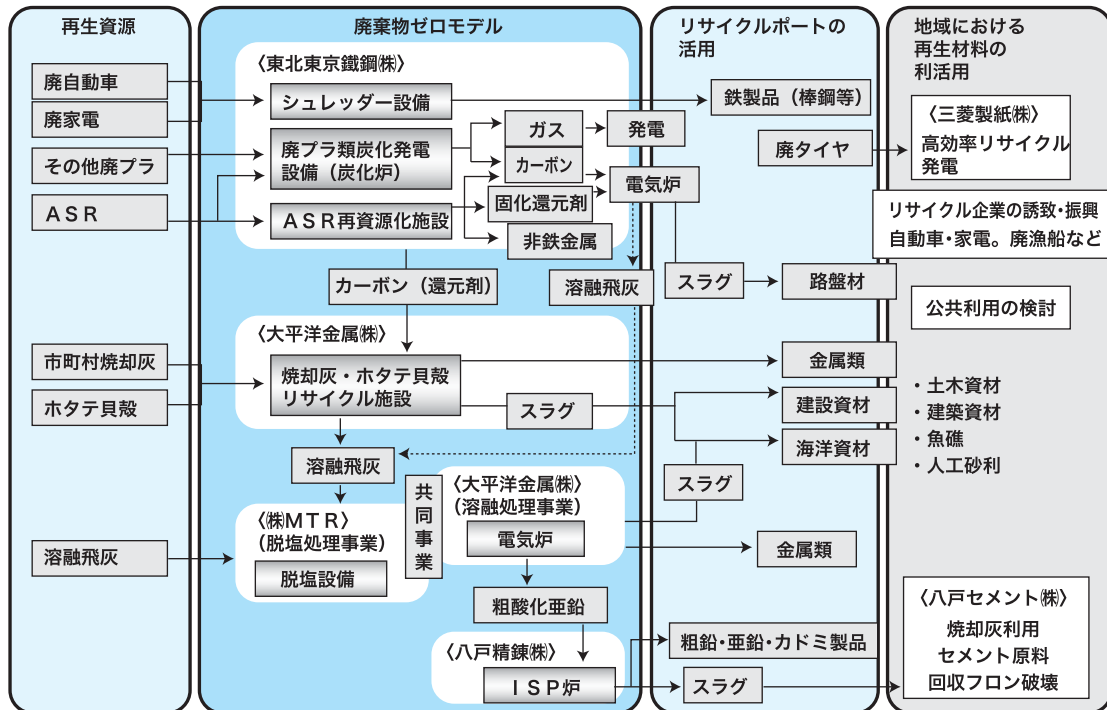
県では、地域の資源循環を促進するとともに、地域経済の活性化に資するために、県内に根付いた先進的なリサイクル事業の具体化を支援する「地域密着型先進的リサイクル支援事業費補助金」を交付しています。

環境・エネルギー関連技術開発補助金

県では、特区内における環境・エネルギー産業分野の企業等の集積を図り、環境・エネルギー関連産業の振興による雇用の拡大等につなげることを目的に、県内外の企業、大学等が持つ技術シーズを活用しながら、新規性及び事業性のある製品や新技術

の開発を行う事業に対し、「環境・エネルギー関連技術開発補助金」を交付していません。

図1-2-16 あおもりエコタウンプランフロー（完全リサイクルによる廃棄物ゼロモデル）



第13節 環境・エネルギー産業の振興

県では、国の構造改革特区制度に基づき、平成14年8月に「環境・エネルギー産業創造特区構想」を国に提案し、これによって認められた規制緩和項目を踏まえ、「環境・エネルギー産業創造特別区域計画」を策定し、平成15年5月に国（内閣官房）の認定を受けました。

この計画は、国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、ゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取組を展開している地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として世界に貢献する「環境・エネルギーフロンティアの形成」を実現することを目的としています。

計画エリアは、むつ小川原地域（12市町村）及び八戸市と定め、様々な先進的なプロジェクトが進められていますが、八戸市においては「水の流れを電気で返すプロジェクト」が進められているほか、平成17年2月から十和田湖畔の熱需要の大きなホテル1社が大型のコージェネレーション設備を導入し、自社の施設に電力と熱の供給を実施するとともに、隣接している施設へも電力を供給する「十和田湖地域コージェネレーション新電力供給事業」が実施されています。

また、本計画は、平成17年3月に変更認定を受け、「特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業」の規制緩和の導入が認められたことにより、所有権移転の制限期間が短縮され、新たに八戸港ポートアイランドを従来の港湾関連業務等のほか、環境リサイクル関連事業も行えるようになりました。

さらに、平成17年7月には、新たに「自然エネルギー発電事業」及び「一般用電気工作物への位置づけによる小規模ガスタービン発電設備導入事業」の規制緩和の導入が認められ、国有林野を活用し、風力発電の一層の導入促進が図られるとともに、中小規模商業施設や公的機関等への分散型電源の導入やコージェネレーション設備の利用促進が期待されています。

このほか、平成17年度には、水素・燃料電池分野における技術開発や産業化の動向を踏まえ、本県のポテンシャルを活かし、今後重点的に取り組むべき分野や推進方策等を取りまとめた「あおり水素エネルギー創造戦略」を策定しており、この戦略に基づき、本県が優位性を持つ分野における先駆的プロジェクトの具体化を推進し、産学官の連携による、水素エネルギーを活用した新たな技術開発や新産業の創出を図っていくこととしています。

今後も、規制緩和を活用した先駆的プロジェクトの発掘・具体化を推進するとともに、本県の取組を広く情報発信し、企業導入を促進することにより「環境・エネルギー産業創造特区」の着実な推進を図ります。

第14節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及・啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対する支援等により、県において、環境の保全を図ることを目的として、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活動を展開しています。

平成17年度及び平成18年度における環境保全基金事業は、表1-2-6及び表1-2-7のとおりです。

表1-2-6 平成17年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
環境美化推進事業	空き缶等の散乱を防止し、環境美化意識を高めるための啓発冊子の配布、ラジオCM、環境美化推進員による啓発活動等を行う。
北東北環境副読本共同作成事業	北東北三県の小学校5年生を対象とした環境副読本及び教師用手引書を作成し、北東北三県共同で作成、配布する。
生活排水対策県民啓発事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、啓発用パンフレットの配布等を通じて、県民の生活排水対策を促進する。

表1-2-7 平成18年度環境保全基金事業一覧

事業名	事業概要
空き缶等散乱防止対策事業費	空き缶等の散乱を防止し、環境美化意識を高めるための啓発冊子の配布、ラジオCM、環境美化推進員による啓発活動等を行う。

第15節 環境影響評価

1 環境影響評価

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に影響を及ぼす事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

2 環境影響評価制度の経緯

環境影響評価は、1969年にアメリカで制度化されて以来、世界各国で制度化が進展し、我が国においては、昭和59年に、「環境影響評価要綱」が閣議決定され、これに基づいて総合的な国の環境影響評価制度が実施されてきました。

その後、平成5年の「環境基本法」の制定を契機に、制度見直しの検討が開始され、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月12日から施行されています。

本県においては、平成9年4月から施行した「青森県環境影響評価要綱」に基づき、環境影響評価を実施してきましたが、環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、平成11年12月に「青森県環境影響評価条例」を制定し、平成12年6月23日から施行しています。

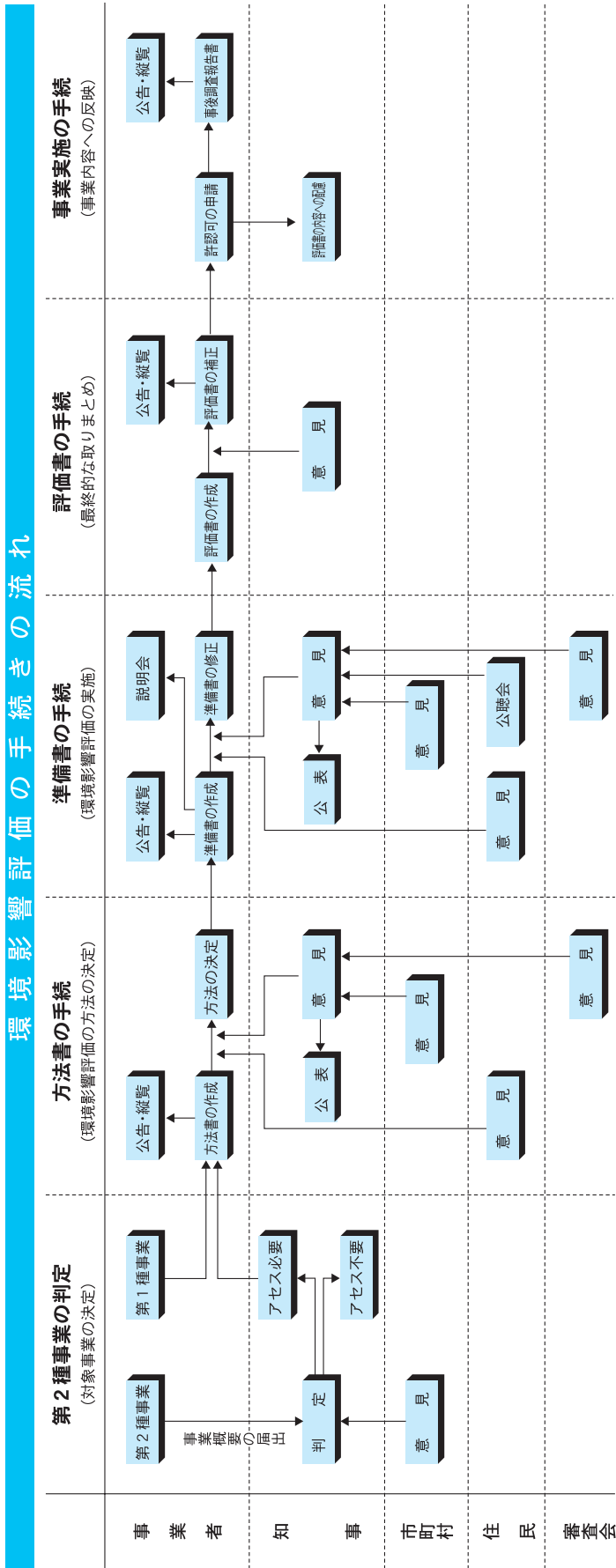
3 環境影響評価の実施状況

環境影響評価法、青森県環境影響評価条例等に基づき、各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、環境影響評価の審査指導を行いました。

表1-2-8 環境影響評価の審査指導状況（17年度）

根拠法令等	事業名等	方法書	準備書	評価書
環境影響評価条例	大平洋金属株式会社 中期設備投資計画			
	(仮称) 三沢市民ファミリースポーツ広場整備事業			
	西海岸衛生処理組合 新一般廃棄物最終処分場整備事業			
	奥羽クリーンテクノロジー株式会社 廃棄物処理・エネルギー供給事業			

図 1-2-17 環境影響評価の手續きの流れ



環境影響評価の手續き

1 第2種事業の判定

第1種事業は必ず環境影響評価を行うが、それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

5 事業実施の手續

事業の実施に当たって許認可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することになっています。また、工事中や施設完成後に実際に環境へ与える影響が環境影響評価の結果のとおりになっているかどうかについて事後調査を行うことになっています。

2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることが出来ます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聞いた上で、方法書について意見を述べます。

4 評価書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じて追加調査等を行い、準備書を作成して評価書を作成します。知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

3 準備書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることが出来ます。知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聞いた上で、準備書について意見を述べます。

5 事業実施の手續

事業の実施に当たって許認可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することになっています。また、工事中や施設完成後に実際に環境へ与える影響が環境影響評価の結果のとおりになっているかどうかについて事後調査を行うことになっています。

表1-2-9 青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件(概要)

事業の種類	第1種事業	第2種事業
1 道路		
国道、県道、市町村道等	4車線以上・長さ10km以上	4車線以上・長さ5km～10km
林道	幅員6.5m以上・長さ20km以上	幅員6.5m以上・長さ10km～20km
トンネルの建設	2車線以上・掘削量50万m ³ 以上	
2 ダム、堰、河川工事		
ダム、堰	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha～100ha
湖沼開発・放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha～100ha
3 鉄道、軌道		
普通鉄道・軌道	長さ10km以上	長さ5km～10km
トンネルの建設	掘削量50万m ³ 以上	
4 飛行場		
滑走路の新設	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,250m～2,500m
滑走路の延長	延長500m以上	延長250m～500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力1.5万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力7.5万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力0.5万kW～1万kW
6 廃棄物処理施設		
焼却施設	焼却能力1日100t以上	
し尿処理施設	処理能力1日100kl以上	
PCB処理施設	すべて	
最終処分場	すべて	
7 公有水面の埋立干拓	面積50ha超	面積25ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
10 工場事業場用地造成事業	面積50ha以上(工業専用地域100ha以上)	面積50ha～100ha(工業専用地域)
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
13 宅地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
14 農用地造成事業	面積100ha以上(山林原野50ha以上)	面積50ha～100ha
15 工場・事業場		
排ガス量	20万m ³ N/h以上	10万m ³ N/h～20万m ³ N/h
排水量	平均1万m ³ /日以上	平均0.5万m ³ /日1万m ³ /日
下水汚泥の焼却施設	焼却能力1日100t以上	
16 畜産施設		
牛	飼育数1,500頭以上	
豚	飼育数10,000頭以上	
鶏	飼育数300,000羽以上	
17 ゴルフ場・レクリエーション施設等		
ゴルフ場	9ホール以上	
レクリエーション施設等	面積50ha以上	面積25ha～50ha
18 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha～50ha
19 建築物の新築	高さ100m以上	高さ50～100m

第16節 公害防止協定

1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されて全国的に普及しています。

このことから、本県では、市町村に対して積極的に企業と公害防止協定を締結するよう指導するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と協定を締結しています。

2 公害防止協定の締結状況

県内の公害防止協定の締結件数は204件であり、このうち県、市町村及び企業の三者が当事者となっているものが15件、市町村と企業が当事者となっているものが179件、地域住民等と企業が当事者となっているものが10件となっています。(平成18年3月31日現在)

第17節 環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、さらには地球温暖化などの環境問題に対する取組が成果を挙げるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及・啓発を図るための事業を展開しており、今後は、さらに環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等様々な分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法、環境基本条例及び平成18年3月策定の「環境教育・学習基本方針」において、環境保全に関する教育や学習を振興することなどにより、住民の理解や環境保全活動実施の意欲の増進を図ることとしています。

本県では、表1-2-10のとおり、県庁各課において環境教育・学習の推進のための様々な取組が行われており、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています。

表1-2-10 平成18年度 環境教育・学習関連の取組一覧

名 称	概 要	担当課室
あおもり地球クラブ	県民から会員を募り、会員登録をした人にエコライフノートや情報誌を配布	環境政策課
エコスクール	体験型の環境学習事業を親子対象、大人対象別に、年6回開催	環境政策課
環境教育実践者人材データベース	環境教育・学習の実践者及び取組内容の情報をホームページ上で提供	環境政策課
環境マイスター養成講座	環境問題を解説し、環境への理解を促す専門家を養成する講座を開催	環境政策課
環境活動パートナーシップ推進事業	県内の環境保全活動の発表・交流機会として、優れた活動内容の表彰及び事例発表を行う活動報告会の開催	環境政策課
体験型環境学習推進事業	北東北三県の小学生及び子どもエコクラブメンバーを対象とした体験型の環境学習会を開催	環境政策課
子どもエコクラブ	地域や学校において環境学習や環境保全活動をする子どもたちに情報提供を行い、エコクラブを支えるサポーター・コーディネーターを対象とした研修会を開催	環境政策課
環境副読本	全小学校5年生を対象にした環境副読本及び教師用ハンドブックを北東北三県共同で作成・配布	環境政策課
ごみ探偵団が行く！	小学生向けのごみの処理について解説した冊子を作成・配布	環境政策課
スターウォッチング (全国星空継続観察)	大気環境保全の重要性を認識するための星空観察	環境政策課
せせらぎウォッチング (水生生物調査)	小学生等による身近な川での水生生物の調査	環境政策課
浄化槽の正しい使い方	浄化槽の維持管理について解説した冊子を作成し、県民に配布	環境政策課

名 称	概 要	担当課室
今日からはじめよう、生活排水対策！	生活排水対策の啓発パンフレットを作成し、県民に配布	環境政策課
I S O 1 4 0 0 1 環境マネジメントシステム個別相談会	I S O 14001の認証取得を検討している県内の事業者等を対象とした個別相談会を年3回開催	環境政策課
環境チルドレン・グロウアップ事業	資源循環型社会の構築に向けて、次代を担う子どもたちの環境意識の向上や生活様式の転換を目的とした、紙芝居による出前教室及び演劇コンテストの開催	環境政策課
青森県の希少な野生生物 - 青森県レッドデータブック及び同普及版	県内に消息・生息する野生生物について、絶滅のおそれのある種についてとりまとめた冊子を県民に配布	自然保護課
利用指導事業	県民の森をフィールドとした自然体験活動等の実施。毎月開催	自然ふれあいセンター
自然体験事業	白神山地の自然観察・野外活動等による自然体験。年6回開催	白神山地ビジターセンター
文化継承事業	白神山地の自然との共生から生まれた文化を、ネイチャースクール、ネイチャークラフト作成等を通して学ぶ。年6回開催	白神山地ビジターセンター
県境再生未来へのメッセージ推進事業	田子町内の小・中学生を対象に県境不法投棄現場の見学を中心とした環境学習の機会を提供 現場見学：H17、計9回開催。482人参加 学習発表会：H17、1回開催。305人参加	県境再生対策室
水循環フォーラム・ワークショップ	地域住民等に対する農林水産業と水資源の関わり等の啓発。フォーラムは3流域、ワークショップは6流域で開催	農林水産政策課
「山・川・海をつなぐ森林環境教室」開催事業	次代を担う子供たちを対象にした森林の持つ多面的機能などについての理解を深めるための森林環境教室の開催	林政課
森林・木材環境教育シンポジウム開催事業	森林・木材環境教育の意義や課題等に対するシンポジウムの開催	林政課
ふるさとの里山、巨樹・古木の守り手育成事業	地域の巨樹・古木の保護や観光資源としての利用を図るため、保護活動に取り組むために必要なリーダー養成や観察会の開催、巨樹・古木マップ等を作成する	林政課
春の小川づくり推進事業(春の小川体験学習会支援)	こども・親子を対象に、水田での自然観察会、農業水利施設見学会等の体験型環境学習を実施	農村整備課
農業水利施設見学会	農業水利施設の見学会を実施。各農林水産事務所主催で、管内の小学生を対象として年1回程度開催	農村整備課
水産教室	小・中学生を対象に、漁業体験や学習を通じて水産業や漁場環境への関心を喚起する。	水産振興課
愛魚週間	稚魚放流、講演会、河川清掃等を行い愛魚意識の普及啓発を図る。	水産振興課
川に学ぶ体験指導者講習会	川への関心・水環境の大切さを普及啓発するため、川に学ぶ体験指導者を養成する講習会の開催	河川砂防課
水辺再発見推進事業	河川に対する環境意識の高揚と自発的な水環境活動の活発化を図るため、地域住民による水辺環境調査等を実施	河川砂防課
中・高等学校環境教育講座	中学校・高等学校の教員を対象に、環境教育についての講話、事例発表、施設見学や野外視察等を行う。	学校教育センター

第18節 パートナーシップの形成

今日の環境問題を解決し、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のための取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していく広範かつ強力なパートナーシップの形成が必要です。

そこで、県では、青森県環境計画及び青森県環境保全施策実行計画において「環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成」を重点施策として位置づけ、各主体によるパートナーシップ形成のための自主的な活動を行うセンター的機能の構築に向けた取組を進めています。

平成12年度には、「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に、県職員による検討グループとNPOとが協働して取り組み、報告書をまとめました。

平成13年度は、この成果等を踏まえ、「環境パートナーシップセンター検討委員会」において、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案されました。

平成14年度には、これまでの検討の経緯を踏まえて「青森県環境パートナーシップセンター」が設立され、平成15年1月に特定非営利活動法人として認証されました。

平成15、16年度には、「地球にやさしいパートナーシップ形成事業」として、環境学習実践者人材育成研修講座の実施、環境教育実践者データベースの運営を行いました。

第3章 環境保全の主要課題と展望

工場・事業場等の産業活動に起因する環境の汚染は、法体系の整備や公害防止施設の整備などにより、全般的に改善の傾向を示していますが、都市化の進展とともに生活排水による水質の汚濁、廃棄物の不適正処理など、日常生活に密着した問題の発生とともに地球規模での汚染の広がりを見せています。

一方、生活が豊かになるにつれて、うるおいやすらぎのある、より質の高い快適な環境を求める県民の意識も高まっています。

このため、今後の環境行政の展開に当たっては、これらの問題点等に注目し、課題の解決に向けて計画的、効果的に各種施策の推進を図る必要があります。

第1節 大気汚染

本県の大気環境は、概ね環境基準を達成し良好な状態にあります。しかし、首都圏においては自動車排出ガスによる大気汚染が問題となっており、本県においても自動車交通量の増加などに伴う自動車公害対策は重要な課題となりつつあります。このため、自動車排出ガス測定局の整備を行い、監視体制の強化を図っています。また、大気汚染防止とともに地球温暖化防止の対策でもある、アイドリング・ストップ（用語解説参照）の推進を行っています。

一方、全国的に、低濃度ではありますが多様な物質が環境大気中から検出されており、その長期暴露による健康影響が懸念されていることから、国では、平成8年5月に大気汚染防止法を改正し、事業者には、これら有害大気汚染物質の排出抑制のための取組を求めるとともに、地方公共団体には大気汚染の状況を把握するよう求めています。

県では、平成9年2月に国が示したモニタリング指針に基づき、平成9年度から有害大気汚染物質のモニタリングを行っていますが、八戸地区において金属類が高濃度で検出されていることから、今後も継続して状況を調査監視していくこととしています。

第2節 水質汚濁

本県の公共用水域における水質汚濁の状況は、工場・事業場の排水施設の整備、下水道の普及等により改善されてきていますが、一部の中小都市河川の水質は依然として改善されない状況にあり、その原因の一つである生活排水対策への積極的な取組が重要課題となっています。

水質汚濁防止法では、特に対策が必要な水域については、生活排水対策重点地域に指定し、計画的な対策の推進を図ることとされており、県は平成5年12月に新井田川河口水域に係る地域（八戸市）を、平成9年9月には古間木川流域（三沢市）を生活排水対策重点地域に指定しました。

平成11年3月には三沢市が策定した「古間木川流域生活排水対策推進計画」の推進を期するための目標値とすべく、環境基本法に基づく環境基準の類型指定を行い、同時に青森市の人口密集地を流れ、生活排水による汚濁が問題となっている沖館川についても類型指

定を行いました。なお、古間木川については、平成17年度は環境基準を達成し、沖館川については平成15年度から環境基準を達成しています。

抜本的な生活排水対策としては、下水道等の整備がありますが、その普及には長い年月と莫大な費用を要することから、今後とも住民の水質保全意識の一層の高揚を図り、行政と住民が一体となって取り組むことが必要となっており、県では生活排水対策に関する講習会を開催するなど、各種啓発事業を行っています。

第3節 廃棄物処理

近年の生活水準の向上や生活様式の多様化、さらには経済活動の拡大等により、廃棄物の大量排出や質的多様化が進んでいます。今後もこのような状況が続くと、最終処分場がひっ迫するおそれがあり、これまで以上に不法投棄等の不適正処理が誘発されるなど、地域の生活環境に悪影響を与えることが懸念されます。

このような状況に対処し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生抑制、再生利用及び適正処理を推進することが求められています。

本県においても、廃棄物の適正処理と地域の循環型社会形成に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「青森県循環型社会形成推進計画」を平成18年3月に策定しました。

この計画は、本県における産業活動や日常生活等における各種資源の投入量や廃棄物の実態を把握し、廃棄物の排出抑制、再使用・再生利用の推進を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を目指すものです。

1 一般廃棄物対策

本県の一般廃棄物の排出量及びリサイクル率に関しては、年々改善されてきていますが、全国的に見て依然として下位にあるため、平成17年度から、廃棄物に関し専門的知識を有する方6名を「青い森のリサイクル推進員」として委嘱し、市町村とともに、ごみの減量化やリサイクルの推進について検討を行うなど、全県的に一般廃棄物の排出抑制やリサイクル率の向上に取り組んでいます。

また、処理施設に関しては、ごみの質の多様化に伴い、高度な中間処理技術が求められ、単独市町村での施設整備が困難であることから、平成10年4月に策定した「青森県ごみ処理広域化計画」に基づき、広域処理を基本として、適正・効率的な施設整備を調整・誘導しているところです。

このほか、空き缶等の散乱防止対策に関しては、平成9年12月に「青森県空き缶等散乱防止条例」を制定、75名の定員で青森県環境美化推進員を委嘱し巡回指導を行うとともに、16市町村の24地区を「空き缶等散乱防止重点地区」に指定するなど、環境美化を推進しています。

2 産業廃棄物対策

「青森県廃棄物実態調査報告書」（平成17年3月）によると、事業活動に伴って発生する産業廃棄物については、排出量は増加傾向にあるものの、減量化・リサイクルが進

んでいることから、最終処分量は大幅に減少しており、今後横ばいから微減状態になると予想されています。

しかしながら、不法投棄や不適正処理等廃棄物処理に対する不安・不信感から、全国的に産業廃棄物処理施設の立地に対する地域住民の理解を得ることが困難となっています。このような状況が続くと、不法投棄の増大等による生活環境への影響や産業活動に支障を生ずることが懸念されることから、引き続き、産業廃棄物の適正処理及び減量化・リサイクルの一層の推進を図っていく必要があります。

また、依然として後を絶たない不法投棄に対応するため、行政・事業者・関係団体が一体となった全県的な監視・通報、意識啓発体制を構築し、不法投棄の未然防止と早期解決を図ることとしています。

第4節 下水道等の整備

今日、下水道は、健康的で快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全を図るために必要な基盤施設となっています。平成17年度において県内では、34市町村（10市19町5村）で公共下水道事業が実施され、また、県が行う下水道事業として、岩木川・馬淵川流域下水道事業、十和田湖特定環境保全公共下水道事業及び5か所の過疎代行事業（「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく）を実施しています。さらに、住民の下水道に対する要望が多いことから、県では町村に対し、平成4年度から「下水道事業緊急促進費補助」制度を実施、平成8年度からは「町村下水道緊急対策事業費補助」制度に改訂し県費補助することにより、町村下水道事業の普及促進を図ることとしています。

このほか、下水道が整備されない地域の生活雑排水対策を目的として、合併処理浄化槽設置事業に対する補助を実施しており、平成17年度は29市町村で776基を整備しています。

農村地域においては、農業用排水の水質保全及び農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、平成17年度末で、26市町村（9市12町3村）で129地区の農業集落排水事業（うち過疎地域の旧4村、8地区が県営事業）を実施しており、110地区が供用しています。今後とも、農村地域の汚水処理整備水準の向上を図るため、積極的に推進することとしています。

また、漁港漁村地域においても、漁港機能の増進と、その背後集落における生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、これまで8市町村（2市4町2村）で17地区の漁業集落排水施設を整備しており、平成17年度末現在で15地区が供用しています。

第5節 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然やすぐれた自然景観を有するものとして、十和田八幡平国立公園や下北半島国立公園、津軽国立公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の8地域が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域及び白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域並びに愛宕山県緑地保全地

域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年に県立自然ふれあいセンターが完成して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。

国(環境省)は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設するかたちで情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区へ森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年度から整備し、平成11年9月に開館しました。

第6節 環境放射線等監視

県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、原子燃料サイクル施設、東通原子力発電所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構むつ事業所周辺地域における環境放射線等の監視を実施しています。

また、文部科学省の委託により、県内全域を対象として、環境における環境放射線(能)の水準調査を実施しています。

今後も引き続き、原子力施設の監視を継続し、安全の確保及び環境の保全を図るとともに、環境放射能水準調査を継続実施します。

第4章 世界遺産としての白神山地

第1節 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、北東部には「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」が、秋田県側の北東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

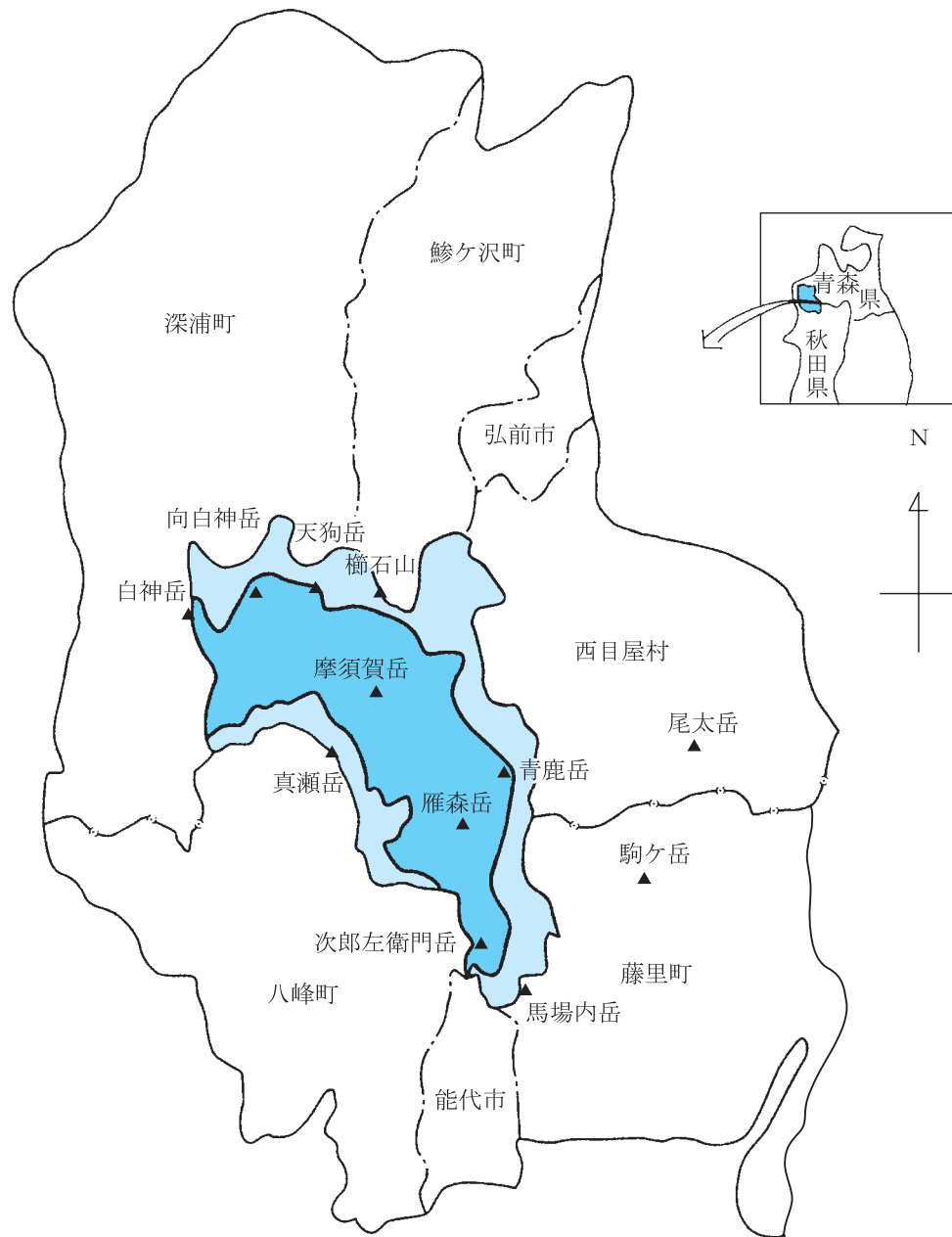
白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会において、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました。

図1-4-1 白神山地の概要図





凡	例
	・世界遺産地域「核心地域」 (10,139ha)
	・世界遺産地域「緩衝地域」 (6,832ha)

表 1 - 4 - 1 世界遺産条約の概要等

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目 的	<p>国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておくとするものである。</p>
概 要	<p>世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金からなる世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。</p> <p>事務局は、国連のユネスコに置かれている。 (ユネスコ：国際連合教育科学文化機関)</p>
経 緯	<p>1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国が1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。</p> <p>我が国は、1992年6月30日に締約国となっており、2006年1月現在の加盟国数は182国に達している。</p>
世 界 遺 産 の 数	<p>2006年7月現在、830の世界遺産が登録されている。 (自然遺産162件、文化遺産644件、文化及び自然遺産の複合遺産24件)</p>
自 然 遺 産 の 定 義	<p>無生物又は生物の生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの</p> <p>地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの</p> <p>自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上普遍的価値を有するもの</p>
世界遺産委員会の選定基準 (白神山地は、選定基準のiiに該当)	<p>自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準（クライテリア）に該当することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地球の進化の歴史のある段階を顕著に例示していること。 ii 現在進行中の重要な地質学的過程、生物学的進化、自然環境と人との相互関係を顕著に例示していること。 iii すばらしい自然現象や地形、あるいはまれにみる自然美の地域を含んでいること。 iv 絶滅のおそれのある動植物であって、科学上、保存上の観点から、すぐれて普遍的な価値のあるものがそこに今も生き延びている、もっとも重要かつ意義深い自然生息地を含んでいるもの。

第2節 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた地球上で最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されているが、小型哺乳類については、さらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。また、平成4年7月に新種のゴミムシが世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

第3節 世界遺産（自然遺産）としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、「将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たす」ことが求められています。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義をもつことになると考えられます。

第一は、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まることが期待されるとともに、県民にとっても、その価値を再発見する好機会になったものと考えられます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚が期待されることです。世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要さが再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されることです。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても平成13年10月には、秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか平成17年10月には、「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

第4節 保 護 対 策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に策定しました。

現在の計画は、策定から10年が経過し、来訪者の特定の地区への入り込みの集中により、策定当時に比べ生態系の負荷による自然環境への影響、解説員の不足、事故防止対策等の白神山地を取り巻く状況が大きく変化してきています。

このため、平成16年度と平成17年度の2年間で、保全・利用に関する保護管理体制の整備や学術研究・環境学習の推進について全面的に見直しするための白神山地の動植物の生息状況、植生状況等調査を実施、県内は白神山地のみ繁殖が確認されているイヌワシの生息状況調査を実施、白神山地で解説活動を行っている解説員を対象とした研修会の開催、これら調査を踏まえた周辺地域での適切な利用と保全の在り方についての検討を行い、平成18年度に「白神山地保全・利用基本構想（仮称）」を策定することとしています。

なお、平成18年度からは、白神岳・十二湖地区の保全を前提とした利用のあり方について、県と深浦町が協働で検討を始めることとしているほか、利用者の多い白神岳へ通じる自然観察歩道周辺木立の危険度診断を行うこととしています。

また、入山対策として、白神山地世界遺産地域巡視員による啓発指導等を強化するとともに、平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定した「白神山地世界自然遺産地域管理計画」との整合を図りつつ、国、関係市町村、NPO等と連携しながら保護対策を推進していくこととしています。

なお、白神山地の適正な保護管理及び自然保護に関する普及啓発をより一層推進するため、国（環境省）では、白神山地の保護管理、学術研究の拠点として「白神山地世界遺産センター」を平成7年度から8年度にかけて整備し、県もこの施設に併設して、環境学習や情報提供の機能を有する「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。

また、県では、平成15年10月には、登山客の増加が著しい白神岳において、かつての主要ルートであった「二股コース」を再整備しました。これにより、白神岳は「鯉山コース」

との周回コースとなり、登山客の分散化が図られ、登山道の荒廃を緩和できるものと考えられます。

第5節 第2回世界自然遺産会議

世界自然遺産は、未来に引き継いでいくべき人類のかけがえのない財産です。その保全のためには、国際社会や各国政府はもとより、地域社会の理解と協力が不可欠であり、このため自治体の果たす役割は大変重要です。また、21世紀は、それぞれの地域で循環と共生の豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

このことから、本県では、平成12年5月に鹿児島県屋久島で開催された「第1回世界自然遺産会議」に引き続き、アジア太平洋地域の世界自然遺産を有する自治体等の参加のもと、世界自然遺産の保全と世界自然遺産を活かした地域づくりの在り方について議論するとともに、住民参加による豊かな自然を活かした循環と共生の地域づくりを促進するために、「第2回世界自然遺産会議」を開催しました。

この第2回会議開催に向けては、平成16年10月、海外5自治体の世界遺産担当官やユネスコ世界遺産センターの世界遺産専門家等による実務者会議を開催し、分科会での討議内容や白神山地宣言などについて、事前の意見交換を行ったほか、会議のプレイベントとして地元の中学生などが参加しての「こども交流プログラム」の開催や会議開催の気運盛り上げのための「世界自然遺産白神山地写真コンテスト」を実施しています。

第2回会議は、『大いなる生命の循環 見つめよう、自然の中の私たち』をテーマに、弘前市や白神山地の地元町村を会場に平成17年10月15日から17日までの日程で開催し、基調講演や分科会、「こども交流プログラム」などを実施し、最終日の17日には、参加する地方政府・自治体の長等による白神山地サミットを開催し、“白神山地宣言”を採択しました。

第2回会議には前回会議を上回る、アジア太平洋地域の世界自然遺産を有する16カ国27自治体等が参加しました。

表1-4-2 第2回世界自然遺産会議の日程内容（平成17年開催）

日程	プログラム	内 容	開催場所(参加者数)
10月15日(土)	10:00～12:00 開会行事	開会式	弘前市民会館 (1,390名)
		基調講演 [講演者] ユネスコ事務局長官房特別参与 服部 英二 氏 [テーマ] 「循環と再生の思想」	
	13:30～16:30 分科会	第1分科会 世界自然遺産等の保護保全	弘前文化センター (327名)
		第2分科会 世界自然遺産等を活かした 地域づくり	弘前市民会館 (480名)
		第3分科会 世界自然遺産等の次世代への 継承と環境学習	弘前文化センター (195名)
10:00～終日 子ども交流 プログラム	プログラム1～自然体験学習～ ・子どもたちによる自然体験学習やものづくり 体験	深浦町 (150名)	
18:30～20:00 [歓迎レセプション]	[海外参加者等との交流の夕べ]	シティ弘前ホテル (208名)	
10月16日(日)	10:00～12:30 事例発表会	第1事例発表会(白神フォーラム) [テーマ] 自然と共生する地域づくり	西目屋村中央公民館 (278名)
		第2事例発表会(国際フォーラム) [テーマ] 自然との共生を図る地域振興と 国際連携	日本海拠点館 あじがさわ (498名)
	13:30～16:30 エコツアー	第1エコツアー「西目屋コース」	西目屋村内 (84名)
		第2エコツアー「鱒ヶ沢コース」	鱒ヶ沢町内 (110名)
10:00～15:45 子ども交流 プログラム	プログラム2～白神子どもサミット～ ・中学生の意見発表、クイズ大会、子どもサミット 宣言	弘前市民会館 (1,300名)	
10月17日(月)	9:30～11:30 白神山地 サミット	・自治体首長等による意見交換 ・白神山地宣言の採択	日本海拠点館 あじがさわ (110名)
	11:45～12:30 閉会行事	・会議総括 ・閉会	日本海拠点館 あじがさわ (568名)

第5章 環境に配慮した事業の推進

今日の環境問題は、生活排水による河川の汚濁等の都市・生活型公害から、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少等の地球環境問題まで、複雑・多様化しています。これらの環境問題については、一人ひとりの生活や行動とともに、経済社会活動が環境に与える負荷が大きくなる原因の一つとなっていることから、豊かな自然や環境の恵みを将来に継承していくためには、各種の事業実施に当たって環境への配慮を行う必要があります。

本県においては、国の補助事業を積極的に活用するなど、緑地、河川等の整備をはじめ、農林水産業やエネルギー関連等の各種事業において、環境に配慮した事業が行われています。

第1節 環境生活部関係事業

1 じん芥収集車購入費補助（十和田八幡平国立公園の美化清掃活動）

県民の貴重な自然資源である十和田八幡平国立公園の快適な利用と公衆衛生の確保を図るため、本公園の景勝展望地やキャンプ場等の公共的な場所における清掃活動を支援しています。

平成18年度には、平成9年度に購入したじん芥収集車が秋田県、関係5市町村及び十和田湖国立公園協会との協力により更新されました。

第2節 商工労働部関係事業

1 環境対応型接合技術の開発

工業製品における金属微細部品の接合は、古くから、鉛 - すずはんだが広く用いられてきましたが、鉛は、体内に入ると黄疸を主とする鉛中毒をおこす危険な物質であり、鉛を接合材料に使用しないことが世界的な潮流になりつつあります。

このため、人体に影響を与えず、環境に優しい接合技術を確立することとし、鉛 - すずはんだを用いず、レーザー照射等により金属微細部品の接合する新たな技術を開発しています。

2 環境循環型非塩素系凍結防止剤の開発

我が国の積雪地帯では、道路の凍結防止対策として、塩化ナトリウム等塩素系の凍結防止剤が多く散布されていますが、舗装道路、車両や橋梁等の劣化、道路周辺の植物への影響等が懸念されています。

このため、塩素系を代替する低価格の非塩素系凍結防止剤の開発が必要とされており、これまで大半が産業廃棄物として処理されてきたりんごの搾り粕とホタテの貝殻を再利用し、ゼロ・エミッション型製造システムとして環境に優しい酢酸カルシウム系の凍結防止剤を開発しました。

3 生活廃材を活用した生活関連素材への転換技術の開発

資源の循環利用のための技術開発の一環として、生活廃材であるペットボトル（PET）と活用が望まれているホタテ貝殻を複合した新たな材料の開発を行いました。貝殻有機物の熱分解による着色を防止するために貝殻から有機物を除去する手法を考案する一方、貝殻粉末が通常用いられている炭酸カルシウムに比べて高強度のPET複合樹脂パネルを製造できることを確認し、ホタテ貝殻の複合樹脂用フィラー（増量改質材）としての新規用途を見出しました。（平成16 - 17年度特許出願1件、県単独出願）

4 微生物の生体機能活用による環境保全技術の開発

ダイオキシン等のフェノール系環境汚染物質の分解などに有効なリグニン分解酵素を多量に生産する新規微生物を青森県内の腐朽木材から分離するとともに、生産される3種の酵素の性状を明らかにするなど酵素や微生物を産業利用するための研究開発を行いました。また、ダイオキシン類や環境ホルモンの廃水からの除去や、濃度測定のための濃縮などを効率良く行うことができる新たな材料「不溶性シクロデキストリンポリマー」を開発しました。（平成16 - 17年度特許登録1件、特許出願3件、いずれも県及び企業の共同出願）

5 奥入瀬溪流自然環境の活用

奥入瀬溪流では、マイカーやレンタカーなどの自家用車利用による観光客の増加により、ゴールデンウィークや紅葉シーズンなどは交通渋滞が慢性化しており、排気ガス等による自然環境への影響が懸念されています。

この問題を解決する方策のひとつとして、奥入瀬溪流を完全に迂回するバイパスの整備事業が進められてきており、バイパス全体の完成後は、時期や車種を限定しない交通規制完全実施が行われる予定となっています。

このことから、奥入瀬溪流利用適正化協議会（会長：十和田市長）では、平成15年度から2年間、試行として奥入瀬溪流への自家用車交通規制を実施したところです。

第3節 農林水産部関係事業

1 環境にやさしい青森農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても農薬や化学肥料の削減など、環境と調和のとれた農業の確立が求められています。

そのため、平成12年3月に策定した「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、稲わらなどの地域資源を活用した土づくりと農薬や化学肥料を減らした栽培に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定し、「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進しています。

さらに、平成16年度から「あおもり『有機の郷づくり』総合推進事業」を実施し、農薬や化学肥料を減らした有機栽培等に取り組む意欲の高い地域を「有機の郷づくり地域」

として県が指定し、栽培農家の組織化や機械導入など重点的な支援を行うとともに、特別栽培農産物の認証や試験研究などにも幅広く取り組んで環境と調和のとれた農業の普及を図っています。

また、県では、平成16年3月に「あおり・バイオマス利活用総合戦略」を策定し、地産地消型のバイオマス循環システムづくりや産学官連携による県独自の商品開発の推進等に取り組んでいます。

平成16年度からバイオマスの専門家で組織するアドバイザリーボードによる市町村への助言・指導やフォーラムの開催等を通じ、バイオマス利活用のための普及・啓発を行っております。

2 稲わら焼却防止活動

稲わらの焼却は、面積的には水稲作付面積の4%程度まで減ってきましたが、津軽地域で依然として行われており、貴重な有機性資源の損失のみならず、健康への悪影響や交通の妨げが心配されるほか、本県のマイナスイメージとなることが懸念されています。

このため、平成17年度は津軽地方の全市町村に稲わら利用の指導等を行う「相談窓口」を設置したほか、焼却防止の啓発活動の実施、水田へのすき込みや堆肥化による土づくりの推進、一般住民へ稲わらを提供する「稲わらふりーでん」や「稲わらフリーマーケット」の設置、畜産農家等や福祉施設への稲わらあっせんなどによる稲わらの有効活用を推進するとともに、焼却の行われている地域へ重点指導を行い、稲わらの焼却防止を図っています。

3 地域用水環境整備

農村地域では、豊かな水と緑に恵まれ、うるおいとやすらぎに満ちた空間を形成してきましたが、その中で、農業用水は農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

一方、近年の農業構造の変化や農村の混住化の進展等は、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化等を招いていることから、地域住民や都市住民のニーズ等に即して地域用水としての多面的な機能を適切に発揮させていくことが求められています。

このため、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るとともに、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的として、次の事業を実施しています。

- ・親水・景観保全のための施設として、親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備
- ・生態系保全のための施設として、蛍ブロック、魚巢ブロック、草生水路、魚道の整備
- ・災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水桝、給水栓及びアクセス施設等の整備
- ・渇水時に必要とする揚水機、送水管、ファームポンド、ため池、連絡水路等の整備
- ・施設の適切な利用、保全を図るためのベンチ、休憩所、管理道路、遊歩道、水質保全

施設、照明、案内板、安全施設等の整備

- ・地域用水機能増進のための施設として、共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備

4 生態系に配慮した農業農村整備

水田は、メダカなどの淡水魚の産卵場所として適切な流速、水深、水温を有しています。同時にプランクトンの発生により稚魚の餌場としての役割を果たし、両生類や水棲昆虫など多くの生物が、水路のネットワークや水田農業特有の営みを活用して生活しています。また、ため池や農道周辺では希少な動物や植物の生息が確認されています。

農業農村整備事業は、このように多様な生物が生息する水路やため池、農道など農業用施設の整備を行う事業です。平成13年に土地改良法が改正され、事業を実施する際には、農家を含む地域住民との合意形成を図りながら、環境との調和に配慮し、地域の動植物の生態を踏まえた事業計画を策定することとなり、生態系に配慮した水路などの整備が進められています。

具体的な配慮工法には次のようなものがあります。

(1) 水路

- ・魚道などの設置によって本線水路と支線水路との段差を解消し、魚類の自由な移動経路を確保する。
- ・水路内に流れの緩やかな所をつくり、魚類の生息環境を確保する。
- ・護岸に魚巢ブロック、植生ブロック等を用い、魚類・植物の生息環境を確保する。

(2) ため池

- ・堤体に魚巢ブロック、植生ブロック等を用い、魚類・植物の生息環境を確保する。

(3) 農道

- ・在来種による法面（道路脇の傾斜面）の緑化を行い、地域本来の植生の回復を図る。

5 「冬の農業」の推進

「冬の農業」は、寒さや雪、温泉、バイオマス資源など地域にある資源を積極的に活用して、安全で安心な農産物や加工品づくり、観光・体験農業の広がりなどに取り組み、冬に働く場の拡大や所得の向上を図る本県独自の施策です。

県では、冬の栽培に利用するハウスや温泉熱など身近なエネルギーを活用した施設整備などを支援しているほか、試験研究機関では、太陽光や地中熱、風力など自然エネルギーを農業利用するための技術開発、家畜排せつ物によるバイオガスの生成と利用の技術開発、雪の冷熱エネルギーを利用した野菜・花きの生産技術の確立などに取り組んでいます。

6 松くい虫被害防止対策

アカマツやクロマツが枯れてしまう松くい虫被害が、本県と北海道を除く全国で発生しており、その被害区域は秋田県では青森県境と接する八峰町、岩手県では県中央部の紫波町まで北上しています。

松くい虫被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが

運ぶことによって急激に広範囲にまん延することから、県では、被害の予防と万が一被害が発生した場合、被害木を早期に発見するために、マツノマダラカミキリの分布調査や衰弱木等を発見するためのヘリコプターからの探査、松くい虫予防巡視員による松林のパトロール等を行っています。

また、これまでにマツノマダラカミキリが捕獲されている深浦町では、マツノマダラカミキリの繁殖・感染源となる衰弱木等の伐採・くん蒸処理やつる切り等の林内整理などの予防対策を講じています。

さらに、マツノマダラカミキリの天敵であるキツツキ類の営巣箱の設置や、他県の被害材が県内へ搬入されるのを監視する松くい虫防除監視員を配置するなどの対策を講じています。

平成18年度においては、秋田県側の被害区域がさらに北上したため、国や秋田県と連携して、県境部に一定区間の松を全て伐採する防除帯を設ける等の緊急対策を実施し、本県への松くい虫被害の発生を食い止めることとしています。

7 漁港環境整備

漁港における景観の保持及び美化を図り、潤いのある環境を形成して漁港環境を快適にし、漁港をより魅力あるものとするため、漁港施設用地等に植栽、休憩所、運動施設、親水施設等の整備を行うものです。

平成18年度においては、野辺地漁港において整備が行われます。

第4節 県土整備部関係事業

1 多自然川づくり

多自然川づくりは、治水対策に加え、河川が本来有している動植物の生育環境に配慮し、あわせて美しい河川の自然景観を保全あるいは創出していこうという川づくりのことです。

この工法は、洪水の危険性やそれに伴う構造物の安全性などを損なうことなく、河川の自然を保護育成するという改修方法であり、県内全域で実施されています。

2 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上を図るため、階段式護岸、遊歩道、人工リーフ、離岸堤、養浜等の整備を行うものです。

平成18年度においては、農林水産省所管の海岸で岩崎海岸1海岸、水産庁所管の海岸で茂浦漁港海岸1海岸、国土交通省河川局所管の海岸で向平海岸1海岸、国土交通省港湾局所管の海岸で、川内港等2港において整備が行われます。

3 港湾環境整備

港湾環境のアメニティの向上を目指し、レクリエーションやイベント等多彩な交流活

動の拠点として、さらには災害時における救援活動等の拠点として、広場、休憩施設、植栽、親水施設等を整備し、豊かなウォーターフロントを形成するものです。

平成17年度においては、青森港等4か所において整備が行われます。

また、港湾における廃棄物の不法投棄防止対策の徹底を図り、港のごみを一掃することにより、港の次世代に誇れる財産としての「環境づくり」に寄与するため、廃棄物の一斉撤去及びパトロールの強化を進めています。

4 道路施設へのエコエネルギーの導入

融雪施設や照明等の道路管理施設の稼働には、電力若しくは石油燃料等のエネルギーが必要ですが、維持管理コストの縮減と地球環境への配慮の観点から、風力、地熱、太陽光等のエコエネルギー導入の可能性について検討するものです。

また、県の道路管理施設への導入の検討を行うとともに、県内市町村へも啓発を図り、県民のエコエネルギーに対する関心を高め、環境負荷の少ない循環型社会への意識向上を図るものです。

第5節 エネルギー総合対策局関係事業

1 地域省エネルギーの推進

青森県は、全域が積雪寒冷地であり、冬の暖房や給湯、消融雪のため、燃料や電力などのエネルギー消費量が多くなっています。また、今後も恒久的な雪対策としての融雪設備の導入が進むと考えられることから、将来にわたるこれらの潜在的な熱需要をも考慮に入れた省エネルギー対策が求められています。

このため、県では、平成15年3月に「青森県地域省エネルギービジョン」を策定し、省エネルギー対策の普及啓発を行っています。

2 むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想の推進

県では、むつ小川原開発の新たな展開を図るため、地球規模での資源・エネルギー問題や環境問題などの重要課題への対応として、水素を軸とし、資源、事業、国・地域の枠を超えた次世代エネルギーシステムの創出に向け、水素に関連した研究開発や実証試験等をむつ小川原開発地区（六ヶ所村）に集積させる「むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想」を平成14年7月に策定しています。

現在、この構想の先導プロジェクトとして、ガスエンジン等によって発電し、その際に発生する熱、さらに排気中の二酸化炭素をも活用し、農業施設に供給・利用して作物を栽培する「トリジェネレーションシステム実証プロジェクト」等の実現に向けた取組を進めているところです。

3 風力発電導入形態多様化促進事業

風力発電は、国の新エネルギー導入目標において、2000年度からの10年間で約40倍と大きな伸びを期待されている分野で、各種の支援措置や技術開発等導入促進に向けた取

組が行われています。

本県においては、津軽、下北両半島を中心に風況に恵まれていることから、平成12年に策定した「青森県地域新エネルギービジョン」において、風力発電を「重点導入を図る種別」と位置づけ、これまで導入促進に積極的に取り組んできたところであり、平成17年度末の導入量は約17万8千キロワットと全国有数の導入量となっています。

本県が高いポテンシャルを有する風力発電の一層の導入促進を図るため、風力発電を取り巻く環境の変化や、本県の地域毎の特性、導入課題等を踏まえ、本県で導入可能な新たな風力発電の事業モデルや推進方策の検討を行い、「青森県風力発電導入推進アクションプラン」として取りまとめるとともに、本県の特性に応じた小形風力発電システムの開発への支援を行いました。

第6章 歴史的・文化的環境の保全と創造

第1節 歴史的・文化的環境の保全・創造の必要性

近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、生活環境に「潤い」や「やすらぎ」などの精神的な豊かさが求められてきています。このような観点に立って、快適な環境を創造していくためには、公害防止などの生活環境の保全や自然環境の保全だけでなく、身近な水辺や緑、美しい街並みや歴史的雰囲気と調和した環境の保全・創造を図っていくことが必要です。豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった良好な環境づくりは、人間性豊かな生活と、地域の活性化を推進していく基盤ともなるものであり、また、健康の維持・増進、精神のリフレッシュあるいは子どもたちの健やかな成長にも欠かすことのできないものと考えられます。

第2節 歴史的・文化的環境の要素

歴史的・文化的環境を構成する要素は、自然景観、都市景観、身近な水辺と緑、歴史的・文化的遺産等広い分野にわたっています。

これら各要素についてみると、自然景観については、国立公園、国定公園など、自然公園法等の法令によって指定・保全されているものだけでなく、地域のシンボルとなっている山や川、海の景観など、身近な自然が創り出す景観も含まれます。

また、歴史的・文化的遺産についても、文化財保護法等の法令によって指定、登録されている重要有形、無形文化財等や埋蔵文化財に限らず、各地域の成り立ちや歴史を現わす集落・街並み、祭、伝統芸能なども含まれます。

近年はこのように、保護等に関して法令上指定されていない身近なものも含めて保全していくことが求められてきています。

第3節 課題

自然景観や我々の先祖が創り出し、伝承されてきた歴史的・文化的遺産は、我々の生活環境の一部を形成する、地域に根ざした貴重な財産ですが、経済発展や生活様式の変化に伴い、中にはその価値が忘れ去られていく傾向にあるものもあります。中でも、保護・保全の体制が整備されていない身近な自然や歴史的・文化的遺産については、その傾向が顕著です。こうした身近な郷土の自然や歴史的・文化的遺産について重要性を再認識し、これらに関する適切な保全・活用を考えていく必要があります。

また、良好な景観づくりをはじめとして、環境に対する人々の要求も多様化してきており、環境創造の観点から、地域の歴史や文化的特色を生かすとともに、新たな時代感覚をも取り入れ、積極的に都市空間や街並み空間、さらには田園景観の創造を図っていくことが重要です。人々の多様なニーズを踏まえながら、地域の自然や文化と身近な緑や快適性等が調和した、個性的で潤いのある環境の創造を図っていくことが必要となっています。

第4節 景観形成の推進

1. 景観法及び青森県景観条例に基づく景観形成の推進

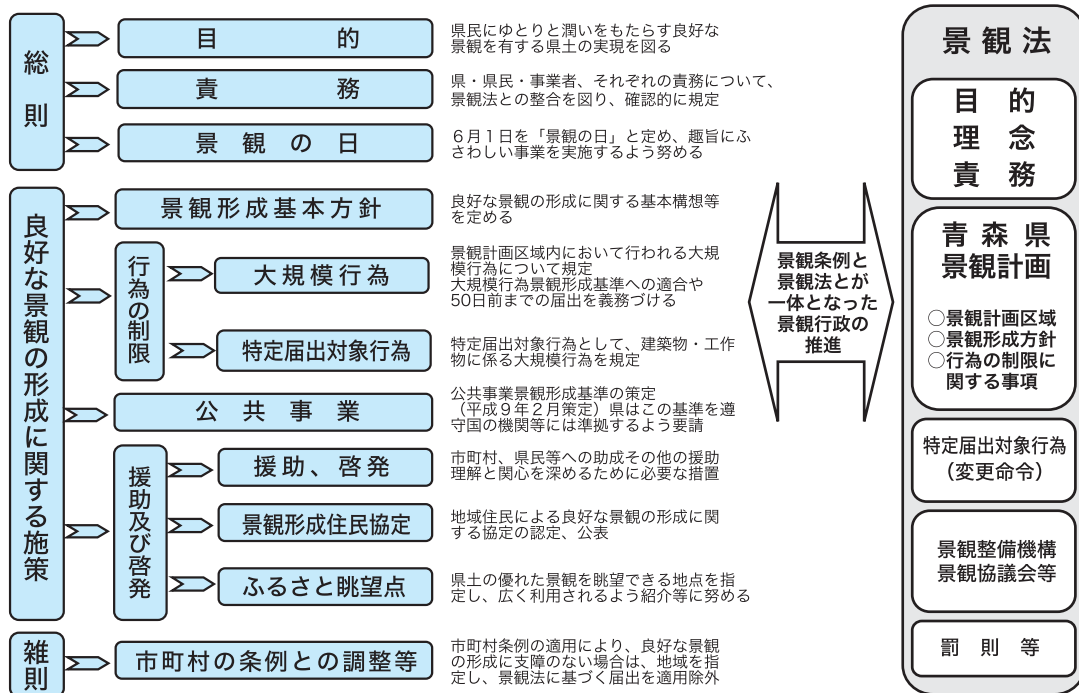
青森県では、平成8年4月1日に景観条例を施行し、この条例に基づき各種景観施策を推進してきました。

この条例は、県民にゆとりと潤いをもたらす県土の実現を図ることを目的とし、届出制度による規制誘導や景観の日、援助啓発等ソフト事業についても規定しています。

県では、平成17年6月の景観法の全面施行を受けて、平成18年3月に「青森県景観計画」を策定するとともに、景観条例を一部改正し、平成18年4月1日から施行しました。

今後、青森県では、景観法と景観条例の一体的な運用により景観施策を進めていきます。

図1-6-1 青森県景観条例の体系



2 青森県景観形成審議会の設置

青森県景観形成審議会は、知事の附属機関として、青森県景観条例に規定する景観形成基本方針の策定等、県土の景観形成に関する重要事項を調査審議するため、平成8年9月6日に設置されました。

平成17年度は、会議を1回開催し、景観法の施行に伴う青森県景観条例の所要の改正等について調査審議しました。

また、景観行政と屋外広告物行政の一体的な推進を図るため、屋外広告物の規制を含む良好な景観の形成について実質的に一体的な審議が行われるよう平成18年度に青森県景観形成審議会と青森県屋外広告物審議会を統合することとしました。

3 大規模行為届出制度

青森県景観条例では、景観形成に大きな影響を及ぼすおそれのある一定規模を超える建築物・工作物の建築、土石の採取等の大規模行為について事前の届出を義務付け、大規模行為景観形成基準との適合について審査を行っています。

平成17年度までは、基準に適合しない行為には、「指導」、「勧告」、「公表」の3段階の措置を行うことができる制度でしたが、景観法への移行に伴い、平成18年度からは、基準に適合しない行為に対しては、「勧告」、「告知」、「公表」又は景観法の変更命令を行うことができることとなりました。

平成17年度の届出件数は375件でした。

4 公共事業景観形成基準の策定

公共の道路、橋、建築物等は大規模なものや、地域の景観の基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素となっています。そこで、県が実施する公共事業に係る景観形成のための基準として、「青森県公共事業景観形成基準」を平成9年2月18日に策定し、景観形成の先導的役割を果たすこととしています。

5 景観形成に関する普及啓発及び支援

(1) 普及啓発事業

県民や事業者等の景観形成についての関心と理解を深めるため、次の事業を実施しています。

景観学習教室

景観の専門家を講師として小学校等へ派遣する「景観学習教室」を平成14年度から実施しています。平成17年度は県内10小学校で開催しました。

環境色彩研修

県・市町村景観担当職員等を対象とする色彩に関する研修会を平成15年度から開催しています。平成17年度は10月に開催しました。

「景観の日」ポスター作成配布

6月1日の「景観の日」の周知を図り、良好な景観の形成に関する関心と理解を深めるため、「景観の日」ポスターを作成し、各市町村、各学校、金融機関等に配布しました。(平成17年度の配布枚数2,000枚)

高校景観デザインコンテスト

高校生に対して、景観づくりについて学習する場を提供し、景観形成に対する意識の醸成を図るとともに、研究発表をコンテスト形式で一般県民に公開する「高校景観デザインコンテスト」を平成13年度から実施しています。

平成17年度は9校11チームが応募し、12月に最終審査会が開催されました。

(2) 支援事業

景観アドバイザーの派遣

県民、市町村、事業者等の景観づくりを支援するため、景観の専門家を助言者として派遣しています。

(3) 景観形成のための新たな取組（18年度新規事業）

ふるさと景観形成事業

青森空港から青い海公園に至るルート周辺を「美しい景観づくりモデル地区」として設定し、地域住民や関係者等との連携・協働により、当該地区での各種景観形成活動を計画し、実施します。

地域景観資源創出事業

公共事業が地域の景観形成の先導的な役割を担うよう、公共事業景観マネジメント手法についての調査研究を実施します。

6 青森県景観計画の策定

景観法に基づく制度へ移行するため、平成18年3月に、景観行政団体が景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である「青森県景観計画」を策定しました。その概要は次のとおりです。

(1) 景観計画区域

これまでの大規模行為の届出制度を実質的に継続するため、景観計画区域は県内の区域（景観行政団体である市町村の区域を除く。）の全域としました。

(2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

景観条例に基づいて策定した「青森県景観形成基本方針」を基本的には維持しつつ基本目標等必要事項を定めました。

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観条例に基づく「大規模行為届出制度」と同様としました。

(4) 必須事項以外の事項

屋外広告物の規制に関する事項等必須事項以外の事項については、今後必要に応じて措置することとしました。